

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）

新産業創出等推進事業促進計画 （案）

令和 3 年 4 月 〇 日作成

福 島 県

1 計画の位置付けと目的

- 「新産業創出等推進事業促進計画」（以下「本計画」という。）は、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 84 条第 1 項の規定に基づき、「認定福島復興再生計画」に即するとともに、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」に適合して定める計画である。
- 本計画には、法第 84 条第 2 項各号に定められた内容の他、事業者に期待する取組の例などを記載している。
- 本計画は、個人事業者又は法人（以下「事業者」という。）が、新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域¹（以下「イノベ区域」という。）における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定めるもの（以下「新産業創出等推進事業」という。）の実施を促進するための計画である。
- イノベ区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域（以下、「新産業創出等推進事業促進区域」という。）内において新産業創出等推進事業を実施する事業者は、新産業創出等推進事業の実施に関する新産業創出等推進事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、知事の認定を受けた後、認定された実施計画に従って、新産業創出等推進事業の用に供する減価償却資産の取得等、原子力災害の被災者である労働者等の雇用又は開発研究用資産の取得等をした場合には、国税及び地方税の特例の適用を受けることができる。
- 県は、本計画に基づき、新産業創出等推進事業促進区域において、事業者の新産業創出等推進事業の実施を促進することにより、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化を図り、福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という。）の推進を目指す。

¹ 認定福島復興再生計画に定める区域。いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村の 15 市町村をいう。

2 福島イノベーション・コースト構想について

- イノベ構想は、東日本大震災、特に東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害によって失われたイノベ区域の産業・雇用を回復するため、イノベ区域において新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトであり、経営力・技術力の強化等による地元企業の新たな事業展開や取引拡大と、企業や人材等の呼び込みやイノベ構想の拠点・企業等への来訪者等の増加等による交流人口の拡大による域外からの新たな活力の呼び込みを両輪で進め、企業数・生産人口等の「活動者数」の増加のみならず、時間や人の単位当たりの「生産性」の向上を図ることで、イノベ区域において自立的・持続的な産業発展を実現するとともに、その効果を県全体にも波及させ、世界に誇れる福島の復興・創生を目指す。

- このため、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」を取組の3つの柱とし、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の6つの分野を重点分野として取組を進めていく。

3 新産業創出等推進事業促進計画の目標及び期間等

(1) 目標

- イノベ構想の推進により、イノベ区域においては、拠点の整備やプロジェクトの具体化、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に向けた取組が進められ、避難指示の解除の時期等の違いにより進捗に差はあるものの、被災企業・農業者のなりわいの再開や、新たな企業の立地が始まっている。

- しかし、イノベ区域における製造品出荷額等は一部地域を除き、震災前と比して未だ低調であり、今後、イノベ区域における自立的・持続的な産業発展を実現していくためには、こうした産業・なりわいの再生や、企業誘致にとどまるのではなく、事業者による新たな研究開発や技術開発、先進的な技術の活用による新たな製品・サービスの開発や実証・社会実装等、イノベーションを創出し新たな価値を生み出す取組を促進していくことが必要不可欠である。

- このため、本計画では、かかる取組を促進することが産業集積の形成及び活性化において特に有効であると考えられる新産業創出等推進事業促進区域において、中核となる事業として認められ得る研究開発等の新たな取組の一層の促進により、その結果として、イノベ構想の実現を通じた自立的・持続的な産業発展を目指す。

(2) 期間

- 認定福島復興再生計画においては、「第2期復興・創生期間」である令和3年度から令和7年度までの5年間の計画の期間としている。

- 認定福島復興再生計画に即して作成する本計画においても、計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(3) 新産業創出等推進事業促進区域

- 新産業創出等推進事業促進区域は、「新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域」という法の趣旨や、イノベ区域内の市町村の各種計画や意向を踏まえ、別紙1のとおりとする。なお、避難指示区域の見直しや解除に伴う復興計画の変更があった場合には、必要に応じて新産業創出等推進事業促進区域の改廃を検討する。

(4) 対象業種

- 「新産業創出等推進事業」の対象となる業種は、イノベ構想の重点6分野に関連する別紙2の業種（日本標準産業分類〈平成25年10月改定〉〈平成26年4月施行〉【小分類】）に属するものとする。

4 新産業創出等推進事業の実施を促進するため新産業創出等推進事業促進区域において実施しようとする措置等

3 (1)の目標を達成するため、新産業創出等推進事業促進区域においても、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の福島イノベーション・コースト構想の3つの柱を軸に、6つの重点分野ごとに国や市町村等と連携して以下のとおり取り組む。

(1) 廃炉

① 現状と課題

令和元年12月、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(以下「中長期ロードマップ」という。)が取りまとめられ、2041年～2051年度までの廃止措置完了へ向けた廃炉作業が進められている。

中長期ロードマップの第2期(第1期終了～初号機の燃料デブリ取り出し開始まで)においては、燃料デブリ取り出しに向けた研究開発が進められるとともに、建屋内滞留水処理や使用済燃料プールからの燃料取り出し作業が進められている。

廃炉を進めていくにあたり、浜通りには楢葉遠隔技術開発センターや廃炉環境国際共同研究センターなどの施設が整備され、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)が、国や東京電力ホールディングス株式会社、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(NDF)、技術研究組国際廃炉研究開発機構(IRID)等と連携しながら、遠隔操作機器・装置に関する技術基盤確立のための実証・要素試験等の研究開発・廃炉作業に係る人材育成を進めている。

こうした中、前例の無い廃炉作業を安全・迅速・確実に進めるための研究開発も必要であり、そのためには、廃炉関連産業に携わる事業者や担い手の不足や、発注側の企業と受発注する地元企業との繋がりの不足、廃炉関連の人材育成等が必要である。

特に、地元企業の参画の拡大においては、一般作業や放射線管理など、現時点でも多くの地元企業の参画を確保しているが、今後も相当規模の廃炉作業が継続する見通しの中で、長期的な視点を持ち、地元企業の技術力を向上させることで、関連産業の更なる参画が促進され、廃炉という新分野に対する研究開発等の取組が進むことが期待される。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び3に記載した目的・目標の達成に向け、廃炉措置完了に向けた人材育成、発注側の企業と受発注する地元企業との連携、地元企業の技術力の向上等が必要である状況を踏まえ、事業者においては、廃炉に伴い必要となる新たな廃棄物の保管容器等の設備や資材等の製造、廃炉に資する研究開発等の取組が期待される。

(事業者に取り組んでいただきたい取組例)

- 廃炉に伴い発生する放射性廃棄物の保管容器の製造
- 廃炉に用いる機材の新たな操作訓練等に必要な資材・備品の製造
- 廃炉に資する遠隔ロボットの研究開発
- 廃炉に資する効果的・効率的かつ継続的な人材育成
- 廃炉に伴う高効率な建設・解体等の作業 等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、県は、JAEAが整備した廃炉研究に係る3つの拠点等との連携を促進し、廃炉分野への地元企業の参入支援や実用化の推進等必要な取組を進める。

また、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉についても、東京電力福島第一原子力発電所の取組と連携しながら、新たな事業への地元企業の参入支援等、地域振興に取り組む。

(具体的な施策例)

- 今後数十年続く東京電力福島第一原子力発電所の廃炉について実用化の推進等必要な取組を進めるとともに、発注側の企業と受発注する地元企業を効果的につなぐことで地元企業の参入を促進する。
- 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉についても、東京電力福島第一原子力発電所の取組と連携しながら、地元企業の参入支援等、地域振興に取り組む。
- 発注側の企業と受発注する地元企業を効果的に繋ぐマッチングスキームの構築を行う。
- 廃炉関連産業に参入を希望する企業に対して、技術支援や資格取得支援、現地見学会の開催など、企業のレベルアップや人材育成について支援する。
- 発注側の企業と受発注する地元企業とのネットワーク形成を図る。 等

(2) ロボット・ドローン

① 現状と課題

原子力災害に伴う廃炉・除染に当たり、人が高線量下で作業するには限界があるため、遠隔操作できるロボット・ドローン技術が必要とされている。これを受け、本県では、平成 25 年度に「福島県廃炉・除染ロボット技術研究会」を立ち上げ、平成 27 年度には「ロボット産業革命の地 ふくしま」を掲げるなど、ロボット産業集積に取り組んできた。

特に、イノベ区域では、福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）を始めとしたロボット・ドローンの実証実験が 460 件（令和 2 年 12 月時点）を超え、震災以降のロボット・ドローン関係の新規進出企業が 50 社以上となり、「空の産業革命に向けたロードマップ 2020」及び「空の移動革命に向けたロードマップ 2020」（出典：経済産業省）にドローンや空飛ぶクルマの試験飛行拠点として位置付けられるなど、国内でも最先端の実証フィールドとしての地位を築きつつある。

一方で、原子力災害によって人口減少や高齢化が顕著に表れており、ドローン、空飛ぶクルマのほか自動運転や新たなモビリティサービス等による物流や交通手段の確保、ロボットや AI 技術を活用した各産業の担い手の確保等が課題である。

今後は、廃炉・除染に係る課題、人口減少や高齢化から生じる地域課題等を解決していくために、RTF を核として、新たなロボット・ドローン技術の研究・開発に向けた取組を行う事業者の集積を更に加速させ、先進的なロボット・ドローン技術の開発と社会実装を目指していく必要がある。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の 1 及び 3 に記載した目的・目標の達成に向け、原子力災害に伴う廃炉・除染作業や、人口減少、高齢化に対応する先進的なロボット・ドローン技術の開発と社会実装を目指す必要がある状況を踏まえ、事業者においては、廃炉・除染ロボットや高性能ロボット・ドローン、空飛ぶクルマ等の開発、ロボット・ドローンに関連した新たな部品等の製造・供給、ドローン等を用いた新サービスの開発やこれらを担う人材育成等の取組が期待される。

（事業者に取り組んでいただきたい取組例）

- 廃炉・除染に当たり、高線量下で作業が可能な遠隔操作ロボットや、ドローン等による線量計測技術の開発

- 長距離飛行が可能なドローン、自動走行による物流ロボット、低遅延の遠隔操作が可能なロボット等、高性能ロボット・ドローンの開発
- 空飛ぶクルマ等最先端技術の開発・実用化
- 軽量で耐久性のある素材、超精密な部品等、ロボット・ドローンに関連したこれまでにない新たな部品等の製造・供給
- ドローン等を用いた新サービスの開発や、農業、警備等の他分野での応用
- ロボット・ドローンの開発や製造等、上記を担う人材の育成等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、県は、インフラ点検・災害対応ロボットやドローンの目視外飛行、空飛ぶクルマ等、RTFに優位性があり、活用が特に見込まれる分野において、企業の立地や地元企業の参画を更に進めるとともに、RTFを始めとした浜通り地域等がロボット・ドローン分野の開発・実証・社会実装の世界最先端の拠点となることを目指すことにより、ロボット・ドローン関連産業の集積・育成を図る。

(具体的な施策例)

- RTFを拠点として、浜通り地域等全体でロボット・ドローンを活用する開発・実証・社会実装を行いやすい環境整備を進める。
- RTFがロボット・ドローンの技術基準、運用ガイドライン等の規格作成など制度整備や制度運用に資する拠点となるよう政府・関係機関と連携する。
- 災害対応ロボットや、ドローン、医療機器等の広義のロボットまでを対象とした地域復興に資する実用化開発を推進する。
- 企業のニーズに応じた特色ある技術支援や進出企業と地元企業のマッチングを行う。 等

(3) エネルギー・環境・リサイクル

① 現状と課題

原子力災害以降、本県では「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を復興の基本理念として掲げ、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン(改訂版)」(平成24年3月改訂)、「福島新エネ社会構想」(平成28年9月策定、令和3年2月改定)に基づき、イノベ区域を始め、県内全域を対象に、再

生可能エネルギーの導入拡大、関連産業の育成・集積に向けた取組を進めてきた。

再生可能エネルギー関連産業については、平成 26 年 4 月には国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所が開設されるとともに、平成 29 年 4 月には中核的支援機関であるエネルギー・エージェンシーふくしまを設立するなどにより、県内企業間のネットワークの構築が進み、産学官の共同研究も着実に増えている。

取組の成果は着実に現れており、2019 年度末時点で、県内の一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギーの導入量は 34.7%（電力消費量との比較では 80.5%）まで進んでいる。

また、震災以降、浜通り地域を中心に災害に強いまちづくりを進めるため、5 市町村（新地町、相馬市、浪江町、檜葉町、葛尾村）でスマートコミュニティの取組を進めてきた。今後は、これまでの取組から得たスマートコミュニティの構築における経験も活かし、多様な主体による分散型エネルギーシステムの構築を拡大させていくため、分散型エネルギーリソースである蓄電池の低コスト化や、AI を活用したエネルギーマネジメントシステムなどのさらなる技術開発や実証等を進める必要がある。

イノベ区域においては、太陽光分野については、メガソーラーの導入が特に進んでいる中で、発電設備のメンテナンスについて法令を遵守した上で行う必要があることから、効率的にメンテナンスを行うための技術開発・高度化を図る必要がある。また、新たな太陽光発電システムの更なる導入拡大に向けて、発電効率の向上や低コスト化などの研究開発を進める必要がある。風力発電については、阿武隈山地を中心に風力発電の大型プロジェクトが進行するなか、地元企業による風力発電設備の部材供給や、メンテナンス分野への参入に向けた取組を進めてきたが、海外風車メーカーに適合した部材の開発やメンテナンス技術の習得・高度化を図る必要がある。木質バイオマス発電については、大規模な木質バイオマス発電施設の計画が進められているが、原料となる国内産・県内産の木質ペレット・チップはコストが高いことから、コスト低減に向けた技術開発を進めていく必要がある。水素については、浪江町に世界最大級の再エネ由来水素製造実証施設が開所し、この施設を活用した水素製造システムの開発が進められているなど、水素社会の実現に向けた動きは進み出したところであるが、水素の製造コストが高いなどの課題があることから、更なる研究開発を進める必要がある。

環境・リサイクル産業については、処理が進まない廃棄物や住民帰還後や事業再開後に定常的に発生する廃棄物、有用金属などの再

資源化等により、浜通りの復興の加速化に資することが期待されることから、イノベ構想の重点分野として位置づけられた。

これまで、実用化開発を推進するとともに、産学官のネットワーク構築を進めてきたことにより、イノベ区域内において、石炭灰のリサイクル技術が製品化されたほか、特定廃棄物のリサイクル拠点が整備されるなどの成果が生み出されている。

一方で、廃棄物の効率的な収集・運搬体制や分別・処理・再利用などリサイクル・リユースに要するコストなどに課題があることから、産学官の連携を図るとともに、今後、需要が見込まれる太陽光パネルや蓄電池などの有用金属等のリサイクル技術の開発を始め、イノベ区域で発生した大量の廃棄物であるリサイクル資源をセメントや砕石などへ再生し、路盤材や建築材などに加工する技術開発、国内外で注目されている生分解性プラスチックの技術開発など、環境・リサイクル関連技術の実用化・事業化に向けた技術開発・実証等を進めていく必要がある。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び3に記載した目的・目標の達成に向け、原子力に依存しない社会づくりに対応する新たな再生可能エネルギーの導入拡大や、関連技術の開発・事業化などが必要である状況を踏まえ、事業者においては、再生可能エネルギー関連産業分野における新たな技術の開発や、環境・リサイクル技術の実用化開発等の取組が期待される。

(事業者に取り組んでいただきたい取組例)

- 太陽光発電設備のメンテナンス技術開発
- 太陽光発電システムの発電効率の向上や低コスト化に向けた研究開発
- 海外風車メーカーに適合した部材の開発
- 風力発電設備のメンテナンス技術開発
- 木質ペレット・チップのコスト低減に向けた技術開発
- 水素のモビリティ分野や産業分野等における活用に向けた研究開発
- 水素製造コスト低減に向けた研究開発
- 蓄電池の低コスト化に向けた研究開発
- AIを活用したエネルギーマネジメントシステムの実証等
- 再生可能エネルギー・水素・環境リサイクル分野における関連部品等の事業化を見据えた新たな技術開発
- 太陽光パネルや蓄電池などの有用金属等のリサイクル技術

の開発

- イノベ区域で発生した大量の廃棄物であるリサイクル資源をセメントや砕石などへ再生する技術開発
- 再生資源を路盤材や建築材などに加工する技術開発
- 生分解性プラスチックの技術開発 等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」や「福島新エネ社会構想」も踏まえた、新たな再生可能エネルギーの導入拡大に向けて新たな技術の実用化開発に向けた支援などを進める。

また、エネルギー・エージェンシーふくしまを核として、国立研究開発法人産業技術総合研究所・福島再生可能エネルギー研究所などの関係機関と連携を図りながら、企業が行う研究開発や技術実証を支援するとともに、企業間のネットワーク構築から、新規参入、人材育成、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的・総合的に支援することにより、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を図る。

さらに、産学官が連携を図りながら、先端的なりサイクル技術や環境への負荷の低減に資する原材料や部品の開発などを促進していく。

(具体的な施策例)

- 福島送電株式会社が整備を進める共用送電線について着実に進めるとともに、福島県再生可能エネルギー復興推進協議会の活動を通して避難地域等の復興に資する活動を行う。
- 水素ステーションの導入や燃料電池自動車を始めとした水素モビリティの普及促進に向けた支援を行う。
- 産学官の連携による風力メンテナンス人材育成・技術開発の県内拠点化を図る。
- 県内企業が行う市場のニーズに応じた再エネ技術開発経費を助成するとともに、事業化・製品化に向け、技術開発前からのビジネスプラン策定や開発後のフォローアップ、販路拡大まで一体的に支援する。
- 先端的なりサイクル産業の創出に向け、産学官のネットワーク構築や、企業連携による新たな技術の実用化開発等を支援する。 等

(4) 農林水産業

① 現状と課題

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、本県では現在も一部の農産物、特用林産物、淡水魚の出荷や、きのこ原木の使用、放牧等が制限されている。

農業については、避難指示解除が早かった地域では、水稻の作付けや園芸作物の生産、畜産が再開されているが、避難指示解除が遅かった地域では営農再開が進んでいない。新たな担い手となる事業者等の参入や担い手への農地集積の動きもあるものの、令和元年度末時点の営農再開率は、営農休止面積の約3割に留まっている。

林業については、森林内の放射性物質の影響等により、十分な森林整備に取り組めていなかった地域があり、令和元年度の浜通り地域の民有林の森林整備面積は、震災前の約4割に留まっている。

水産業については、沿岸漁業の操業を自粛しており、平成24年度から試験操業を実施し、年々魚種や海域を拡大してきているものの、令和元年の水揚量は、震災前の14%に留まっている。

今後は、営農再開に向けて、農地・農業用施設などの生産基盤の復旧・整備とともに、農業用機械・施設等の導入、新たな農業への転換まで、一連の取組に加え、避難地域等の更なる復興に向けて、担い手不足や激化する産地間競争の中で持続的に経営可能な地域農業を確立するため、将来を担う新たな担い手の確保とともに、先端技術の導入等による生産性の高い経営の展開や、広域的な付加価値の高い農産物の産地形成等が必要である。

また、森林・林業の再生に向けて林内路網整備を進めるとともに、現場ニーズを踏まえた林業ロボット等林業機械の高性能化や、ICTを活用した生産体制の構築等が必要である。

さらに、資源を管理しながら水揚金額を拡大する「ふくしま型漁業」の実現に向け、水産関連施設等の整備を進めるとともに、ICTを活用した資源管理手法の開発・導入や操業の効率化、高付加価値化のための先端技術の導入等が必要である。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び3に記載した目的・目標の達成に向け、原子力災害の影響により休止等を行った農林水産業の再開に対応する新たな担い手の確保や、効率化、高付加価値化を図る必要がある状況を踏まえ、事業者においては、ICTやロボット技術等を活用した超省力・大規模生産方式の導入や市場競争力のある新商品の開発等の取組が期待される。

(事業者に取り組んでいただきたい取組例)

○ ほ場の大区画化など機能向上が図られた水田における、ICT

Tやロボット技術等を活用した水稻の超省力・大規模生産方式の導入

- ICTを活用して温度、湿度等の生育条件の管理等を行う環境制御型施設園芸の導入
- ICTを活用した効率的な和牛肥育、放牧監視、繁殖管理、大規模飼料生産システム等の導入
- 土地利用型園芸作物の生産から販売までを一貫して取り組む収益性の高いビジネスモデルに必要な機器の導入
- 林業用ロボットの開発・導入、ICTを活用した森林整備体制の構築
- 木材の新たな利用技術の開発・導入
- ICT技術等を活用した操業の効率化、水産物の高付加価値化、資源管理手法の開発・導入 等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、県は、新たな担い手の確保・育成、先端技術を活用したスマート農業・スマート林業等の技術開発や、実証や社会実装の促進、生産から流通・販売に至るまでの総合的な取組による「ふくしま」ならではのブランドの確立、生産から流通・加工などを含めて高付加価値生産を展開する産地の形成等を目指す。

(具体的な施策例)

- (公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構による企業の現地案内や企業と地域とのマッチング等、地域内外からの参入促進に向けた取組を行う。
- 農地の大区画化、用排水路等の整備、農業の担い手への集積・集約化の促進を行う。
- ロボット技術や環境制御システムなど先端技術の開発・実証を行う。
- 先端技術や高性能機械等の導入支援を行う。
- 水産流通・加工の設備等の導入支援を行う。 等

(5) 医療関連

① 現状と課題

イノベ区域では原子力災害による避難を契機として子育て世代を中心に避難生活が継続するなど高齢化や生産年齢人口の減少が急激に進行している。

また、多くの医療機関や介護施設が休止に追い込まれ、避難指示

解除後には再開の動きも出てきているが、医療機関の再開状況は震災前の30%未満にとどまっており、医療・介護人材の不足を含めた医療福祉サービスの低下や老々介護など社会的課題が全国に先行する形で現れている。

こうした状況の中、医療関連産業では、地域復興実用化開発等促進事業の活用等によりイノベ区域に新たな企業が立地、または、地元企業が新規参入する動きが出ており、そのような事業者に対し、ふくしま医療機器開発支援センターによる地元自治体と連携した実用化開発の取組等を始めとした医療・福祉機器等の技術開発への支援を行っている。

また、医薬品分野では、いわき市を中心とした浜通り地域に医薬品製造企業が多く立地しており、広野町に立地する企業が福島県立医科大学医療-産業トランスレーショナルリサーチセンター（以下「TRセンター」という。）の成果をもとにした抗がん剤等の評価サービスを行うベンチャー企業を創業するなど、医療機器分野及び医薬品分野においてイノベ区域の企業の取組を後押しする動きが出てきている。

今後は、両センターが、企業会員が主体の福島県医療福祉機器産業協議会や一般社団法人福島県薬事工業協会、また、地元自治体等の関係機関との連携により企業の研究開発や新規参入への支援に取り組むとともに、実用化開発・実証プログラムによる新しい技術や製品について、地域に普及させるなど、イノベ区域における医療関連の企業活動の活発化を通じた産業振興と、その成果による医療・福祉的な地域課題への貢献を同時に図っていくことが必要である。

さらに、これらの取組が先進的な事例として、同じ課題を抱える全国や近い将来少子高齢化が見込まれる海外における課題解決のモデルとなるよう、情報発信や販路開拓等もあわせた一体的な支援に取り組むことにより、取組の効果を最大化させていく必要がある。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び3に記載した目的・目標の達成に向け、原子力災害に伴う医療福祉サービスの低下や、老々介護などの社会的課題に対応する医療関連企業の活発化と地域課題への貢献を図る必要がある状況を踏まえ、事業者においては、新たな医療福祉機器の開発や改良、新たな医薬品の研究や製造等の取組が期待される。

（事業者に取り組んでいただきたい取組例）

- 在宅医療向けの可搬型X線撮影装置や介護支援コミュニケーション

ーション用ロボット、医療・介護従事者の負担を軽減するアシストスーツやAI等先端技術を用いたオンライン診療システムの高度化等、新たな医療福祉機器等の開発・実証や製品の事業化

- 開発した医療福祉機器等をイノベ区域の医療機関や高齢者福祉施設等に導入し、現場からの意見やニーズを踏まえた製品の改良
- TRセンターがこれまでに開発した創薬に有効な抗体やタンパク質マイクロアレイの2つの基盤技術を活用した新たな抗体医薬品等の創出に向けた研究・開発及び製品化と製造拠点の設置 等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、県は、平成28年9月に施設整備された新規薬剤の研究開発を促進するTRセンターや、同年11月に開所した医療機器の開発から事業化までを一体的に支援するふくしま医療機器開発支援センターといった拠点の機能を最大限活用し、医療関連産業の振興と併せて、新しい技術や製品の活用による地域課題の解決に取り組んでいく。

(具体的な施策例)

- 福島県医療福祉機器産業協議会等を通じて医療関連分野へ参入する企業に対して、支援制度や技術動向等の情報提供を行う。
- ふくしま医療機器開発支援センターが企業等とのマッチング支援や規制等に対応するための専門人材によるコンサルティング支援等を実施する。
- ふくしま医療機器開発支援センターが製品の安全性評価試験による更なる技術開発への支援、企業訪問による課題解決の支援及び利用料金の減額などを行う。
- 県、TRセンター、医薬品関連企業、浜通り企業等の中で、定期的に意見交換の機会を設け、将来の医薬品関連産業の集積に資する取組を検討する。
- TRセンターによる浜通り企業等への技術移転やコンサルティング支援を重点的に進める。 等

(6) 航空宇宙

① 現状と課題

一般財団法人日本航空機開発協会などによれば、今後20年間で

約 3.5 万機の航空機需要が見込まれるとされており、本県では、市場の拡大が期待される「航空宇宙産業」について、産業復興政策の一つに掲げ、関連産業の振興に取り組んできた。

航空分野においては、震災前から、イノベ区域の市町村等と連携し、企業訪問や産業用地の現地案内等積極的な企業誘致に取り組んできた結果、航空機用エンジンの製造を行う中核企業を始め、航空宇宙分野の国際認証規格である JISQ9100、Nadcap を取得するイノベ区域における事業者が県内における認証取得企業の 54%（14 社）を占めるなど数多く立地しているとともに、イノベ区域に企業の集積・育成を進めているロボット・ドローン分野などからの参入も見込まれるなど、航空宇宙産業の更なる集積の可能性を有する地域となっている。

また、都市の渋滞を避けた通勤、通学や通園、離島や山間部での新しい移動手段、災害時の救急搬送や迅速な物資輸送などへの用途を想定し、様々な分野の関係者が、「空飛ぶクルマ」の開発を始めていることを受け、取組を適時適切に支援し、社会に受容されるルールづくりなどを総合的に進めるため、2018 年 12 月に空の移動革命に向けた官民協議会において「空の移動革命に向けたロードマップ」が策定された。ロードマップでは、研究開発等の拠点として環境整備がされた R T F を空飛ぶクルマの試験飛行拠点とし位置付けている。

宇宙分野においても、過酷な環境下での使用に耐えうるなどの高い技術力が必要な小惑星探査機「はやぶさ 2」の製造にイノベ区域の事業者 2 者を含む県内 8 企業・団体が関わったほか、ロケットエンジンの開発・製造に取り組む企業が立地している等、強みを有している。

今後は、イノベ区域における更なる産業集積やサプライチェーンの構築等において、航空宇宙分野の発展のために求められているコスト改善や環境対応における先進的な取組を進め、他地域と比較した競争力強化を図っていくため、航空機のプライムメーカーやサプライヤーからの新たなニーズに答え得る、航空分野における温暖化ガス排出削減や省エネ等のためのエンジンの効率化や機体の軽量化等の技術開発や実証等による「脱炭素化」や、自動化、高信頼性確保、省力化等に繋がる自動運転やスマート工場化等の技術開発や実証等による「デジタル化」に向けた先端技術の研究開発や導入が必要である。

また、宇宙分野については、はやぶさ 2 における開発等の知見を活かし、さらなる極限環境等における宇宙探査等に利活用できる製品等の開発や、民間宇宙利用の促進に資するコストパフォーマンス

等に優れた部材等の開発等が必要である。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び3に記載した目的・目標の達成に向け、原子力災害に伴う産業復興政策の一つに掲げられた航空宇宙分野の更なる産業集積やサプライチェーンの構築等においてコスト改善や環境対応等の技術開発や実証等の促進を図る必要がある状況を踏まえ、事業者においては、最先端技術の研究や社会実装への参画、高い技術力を必要とする開発等の取組が期待される。

(事業者に取り組んでいただきたい取組例)

- 電動航空機やバイオ燃料、水素活用技術開発、新素材を活用した機体軽量化による脱炭素化に向けた最先端技術の研究
- 航空機部品の組立・製造工程におけるロボット等の活用によるスマート工場化などの実現に向けた取組
- 小惑星探査機「はやぶさ2」のような高い技術力を必要とする国家プロジェクトのための研究・開発
- 人工衛星の小型化や低コスト化に向けた民間企業による取組のための研究・開発
- 空飛ぶクルマの開発・実証 等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、県は、航空宇宙産業への新規参入や地元企業の取引拡大への支援を重点的に行うとともに、福島県ハイテクプラザ等による人材育成や企業立地支援策を活用した域外からの企業の呼び込み、航空宇宙分野に取り組む企業の取引拡大や技術力向上のための支援等に取り組んでいく。

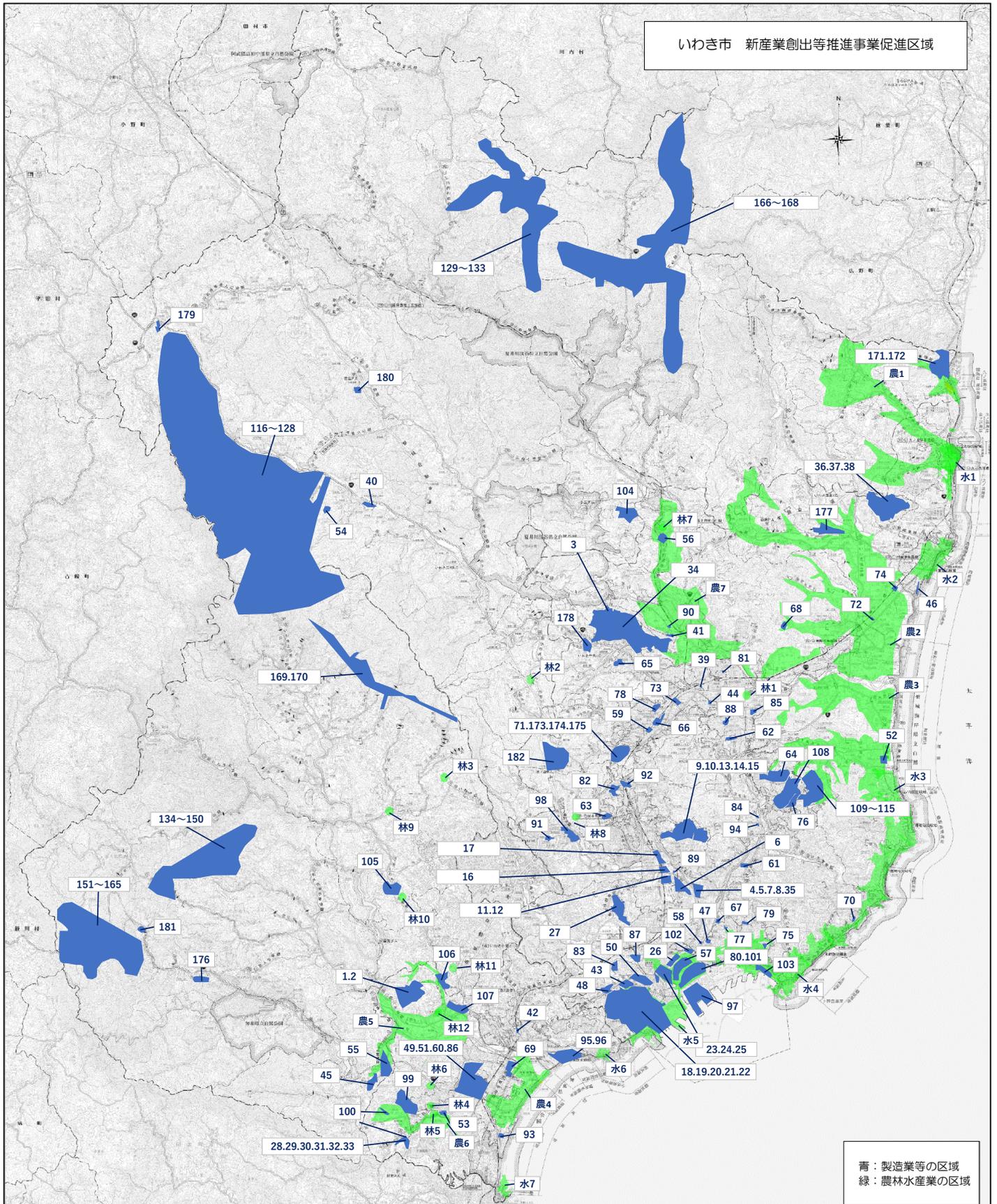
(具体的な施策例)

- 新規参入に必要な国際認証の取得や既に航空宇宙分野に取り組む企業の取引拡大、設備投資、技術力向上のための支援を行う。
- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)が必要とする技術ニーズと地元企業等が有する技術とのマッチング等の取組を行う。
- ハイテクプラザの高度先進機器を活用した実践的な技術研修などを通じた地元企業の技術支援を行う。
- 複数の工程を地域の企業間連携を通じて一貫して受注する

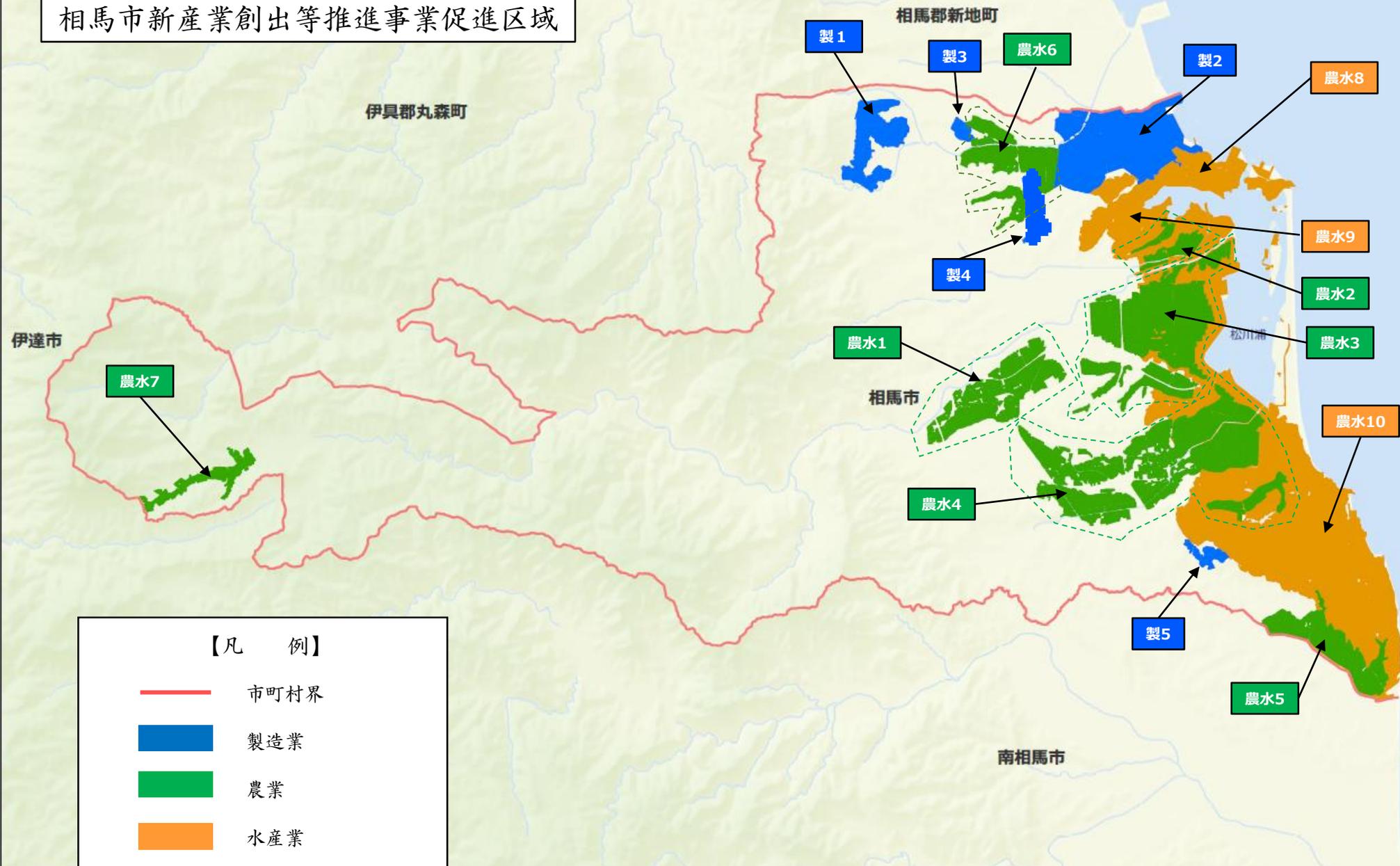
地域クラスターの形成及びクラスター全体の工程設計・管理を行う中核となる企業育成に向けた取組を行う。 等

5 新産業創出等推進事業実施計画の認定等に当たって

- 新産業創出等推進事業を実施することにより課税の特例の適用を受けようとする事業者は、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化に寄与する事業活動等について記載した、新産業創出等推進事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、その他必要な書類とあわせて知事に申請すること。
- 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が、実施計画を変更しようとするときは、知事の変更の認定を受ける必要がある。
- 認定事業者には、実施計画の実施状況について、事業年度（個人事業者は暦年）ごと終了後1か月以内に報告書の提出を求める。
- 認定事業者は、認定を受けた実施計画どおりに事業を実施していないと認められる場合、認定を取り消されることがある。



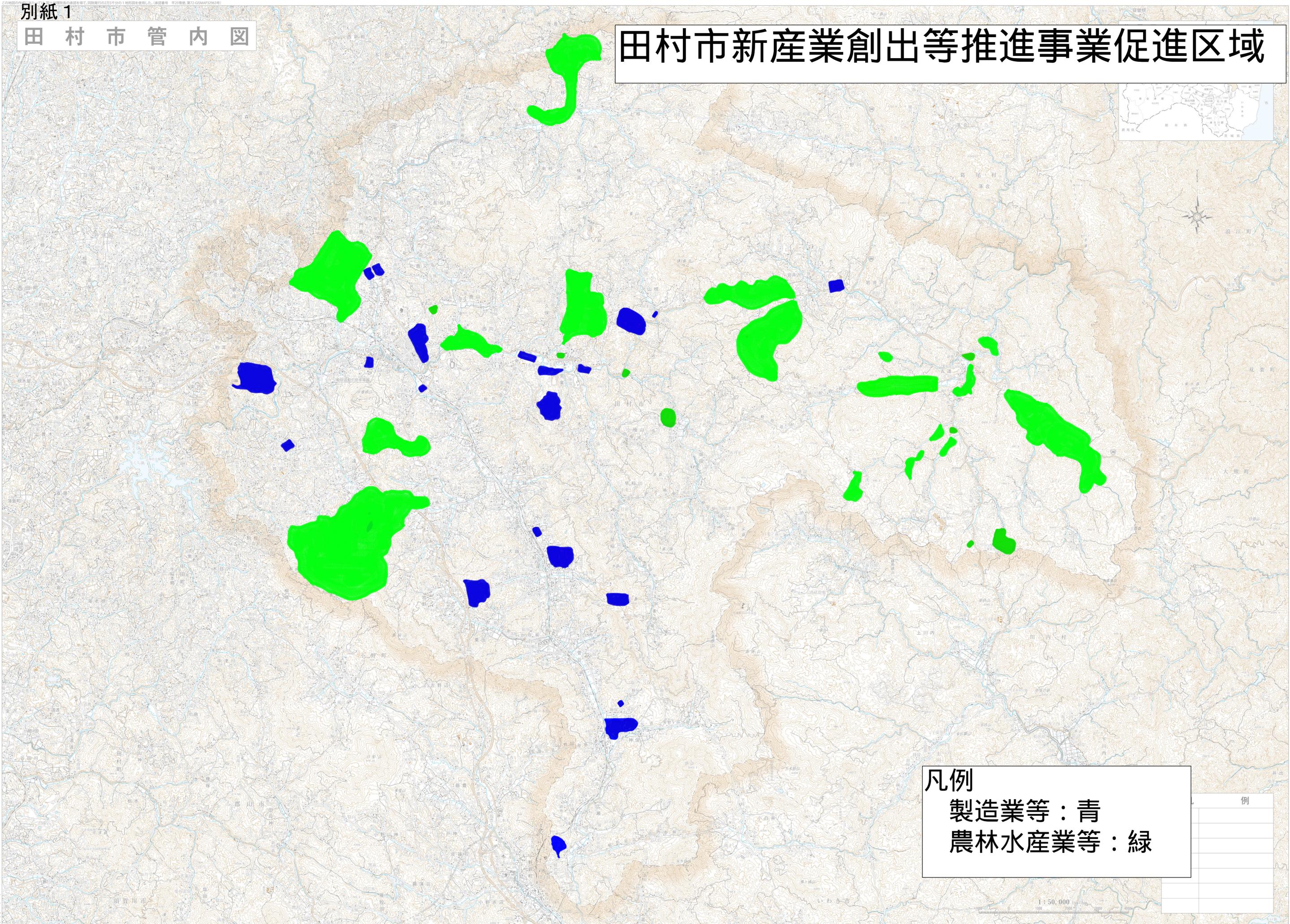
相馬市新産業創出等推進事業促進区域



【凡 例】

- 市町村界
- 製造業
- 農業
- 水産業

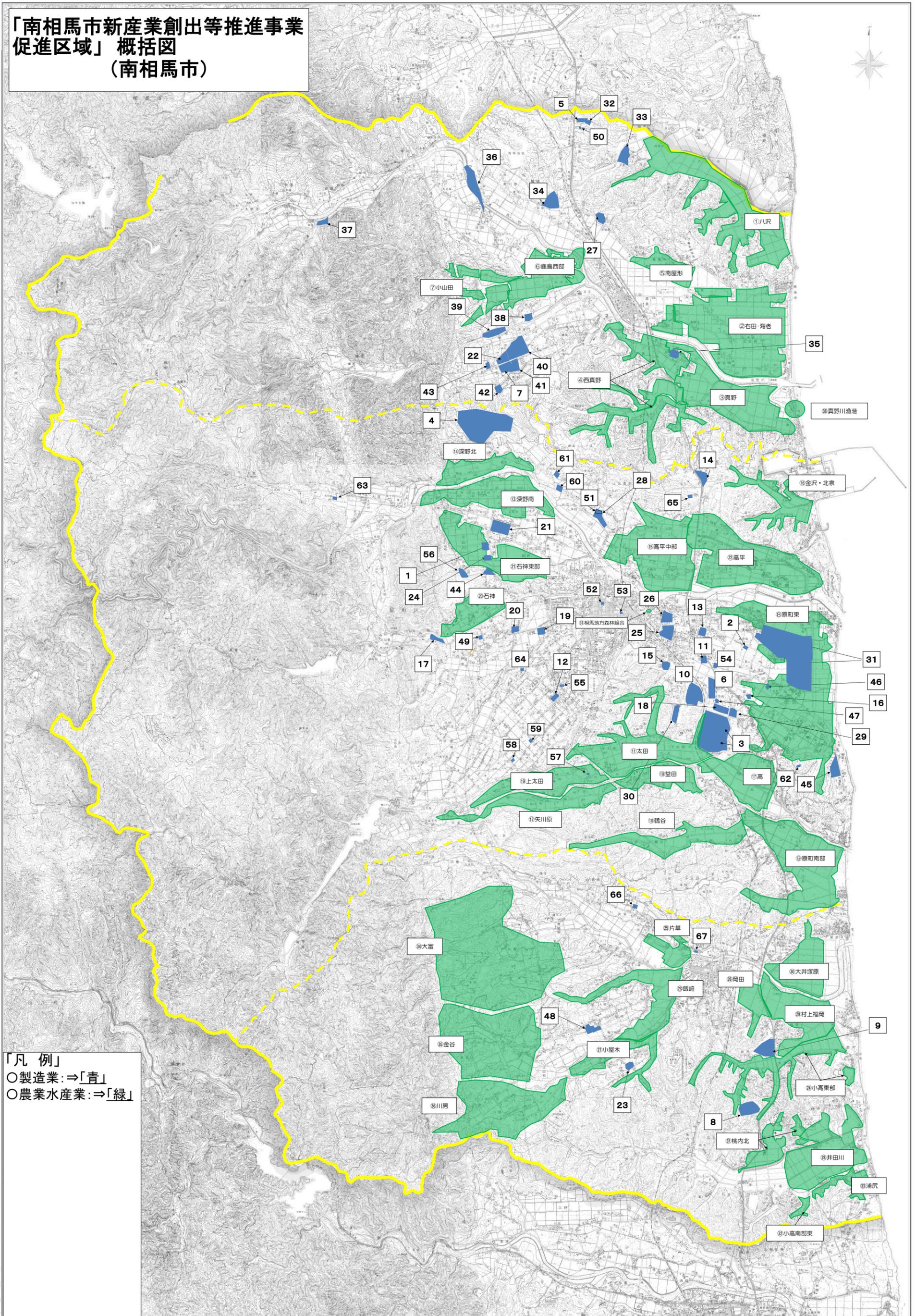
田村市新産業創出等推進事業促進区域



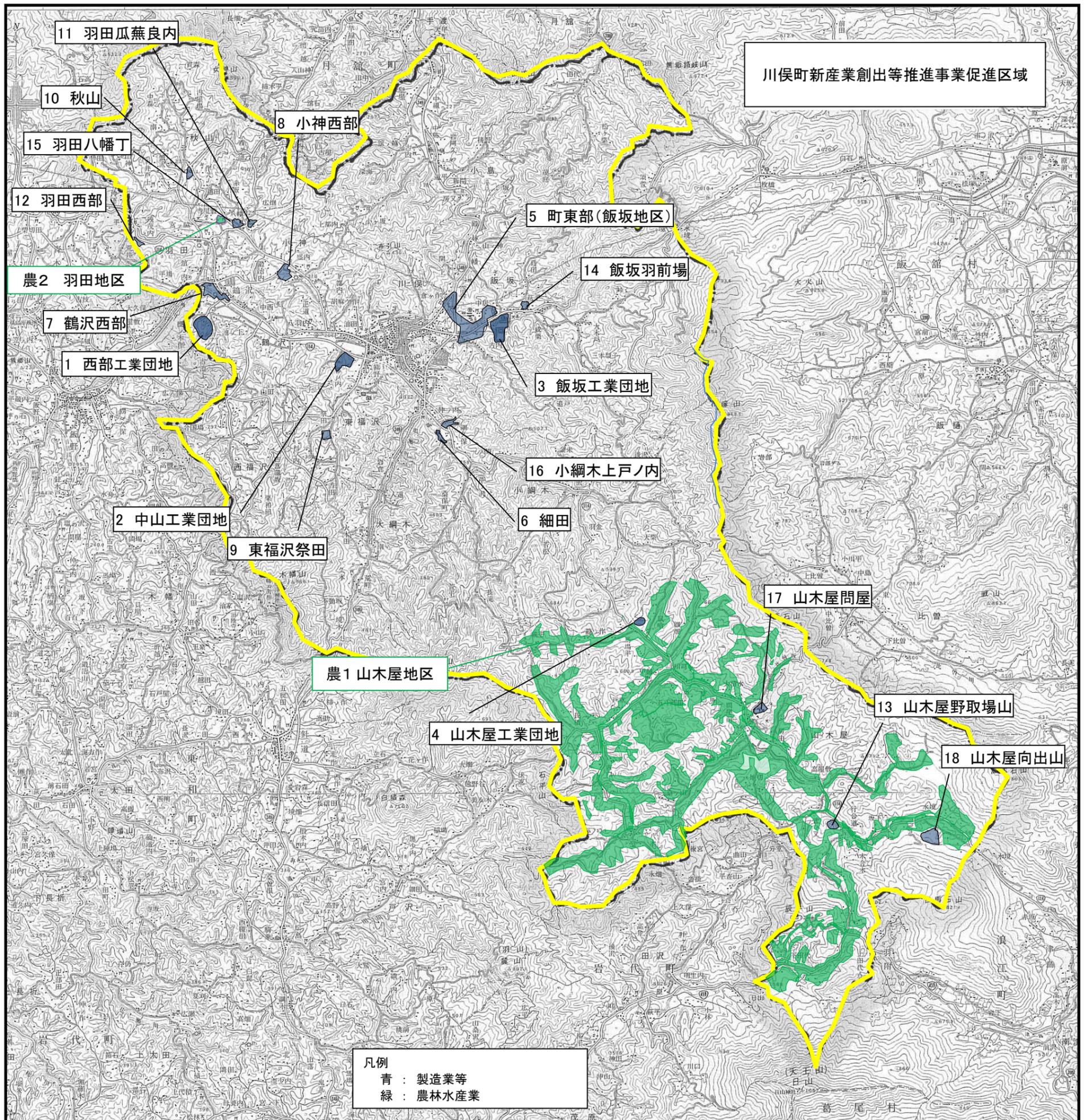
凡例
製造業等：青
農林水産業等：緑

例

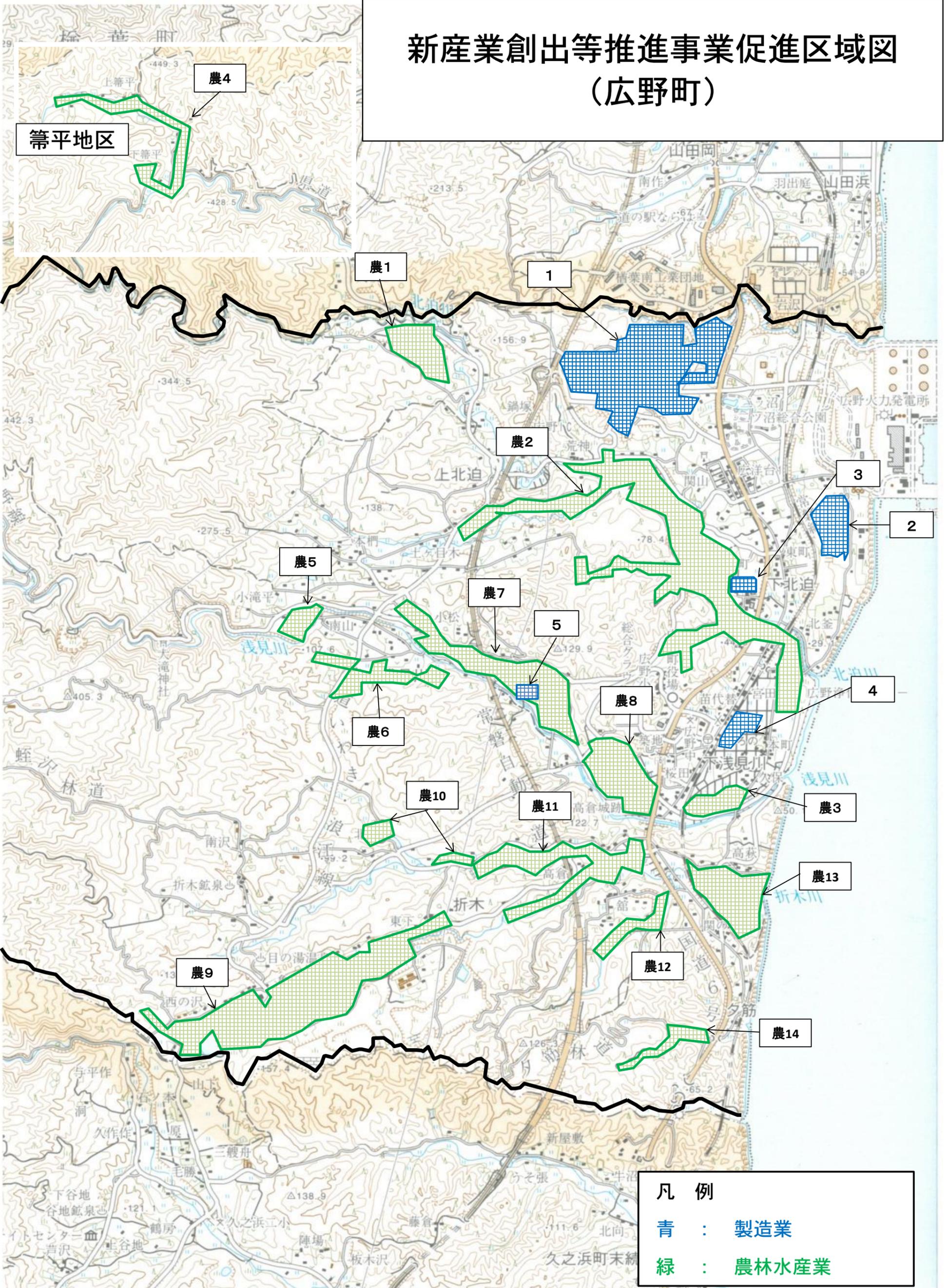
「南相馬市新産業創出等推進事業 促進区域」 概括図 (南相馬市)



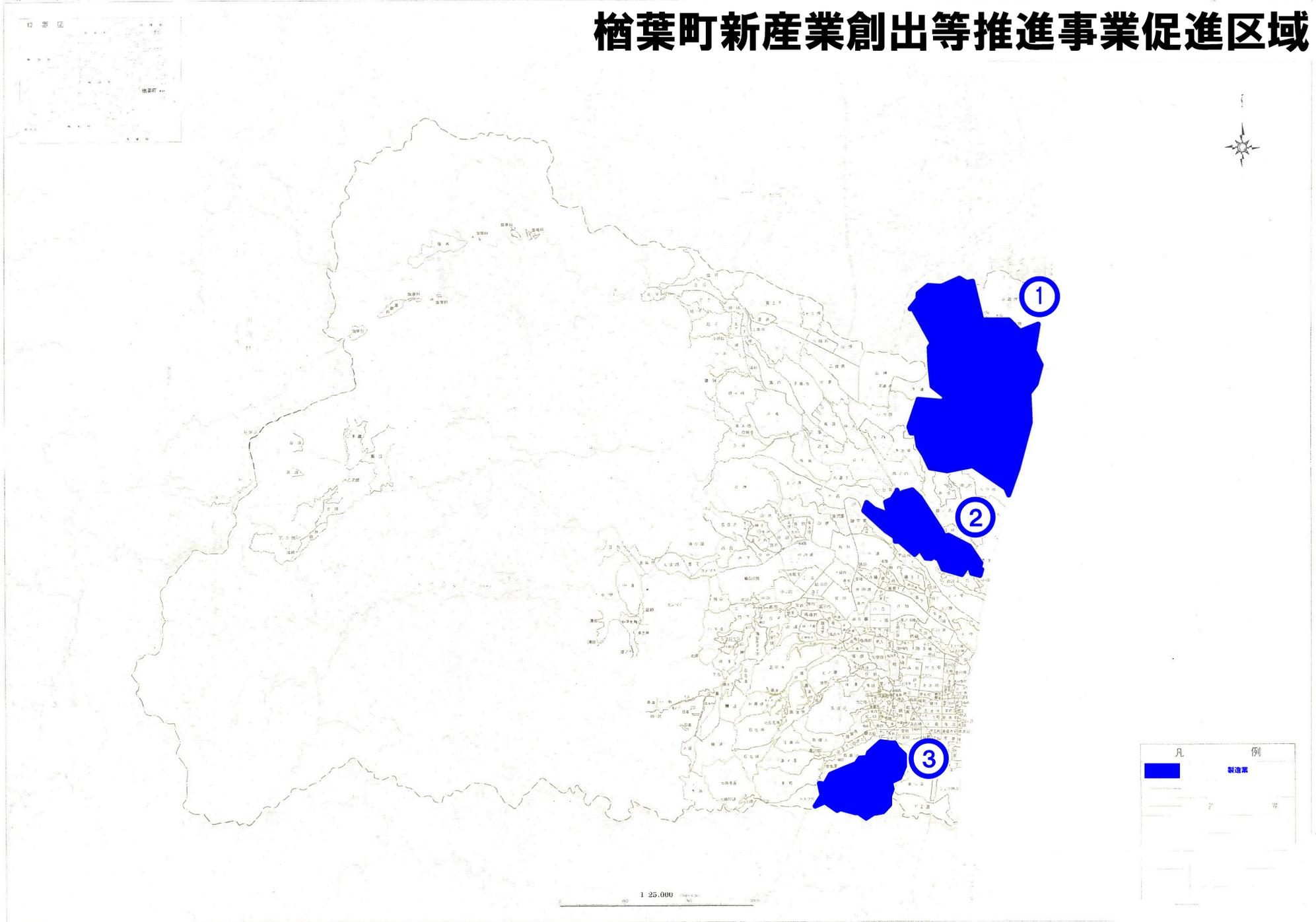
「凡例」
 ○製造業: ⇒「青」
 ○農業水産業: ⇒「緑」



新産業創出等推進事業促進区域図 (広野町)

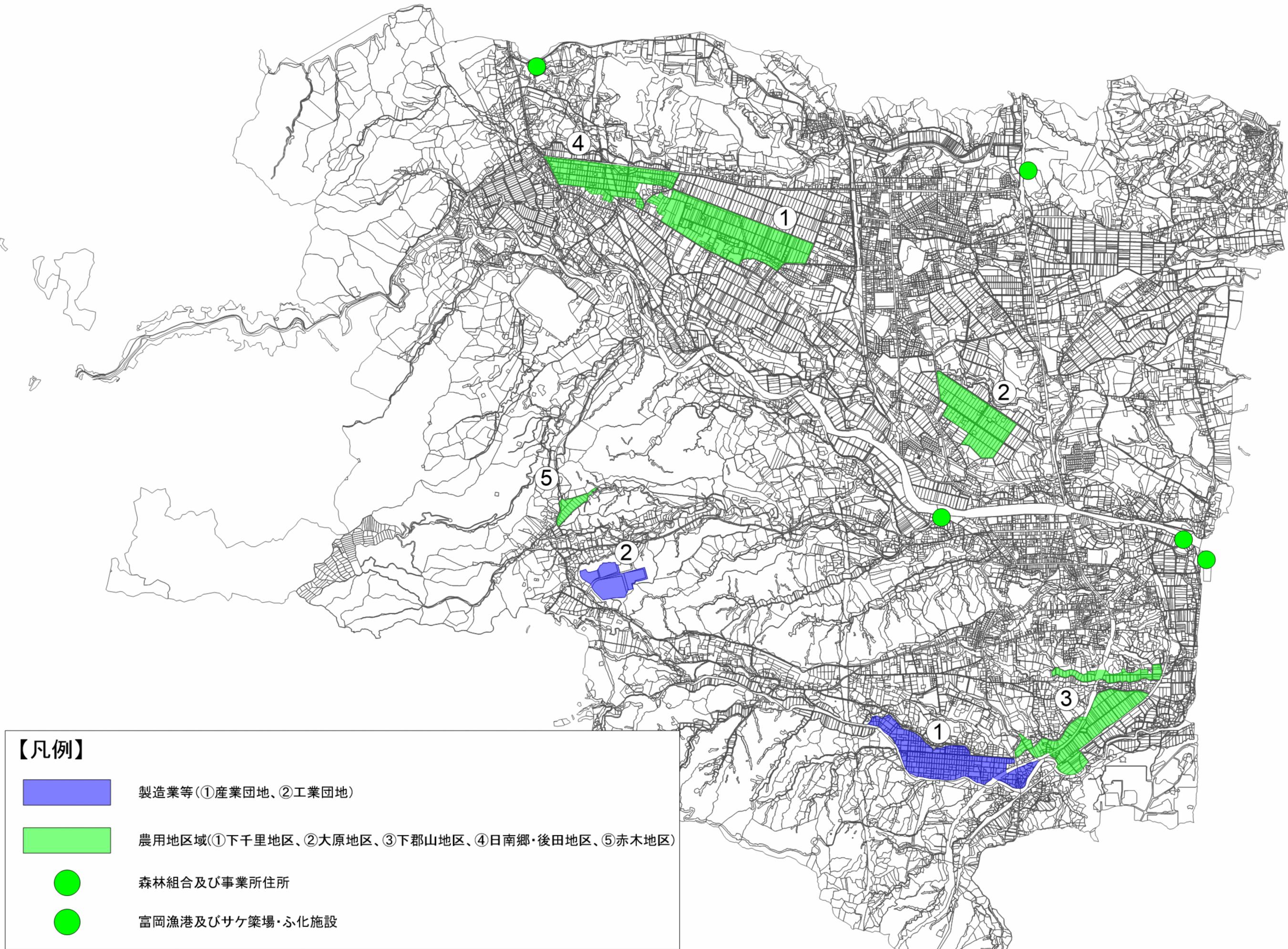


楢葉町新産業創出等推進事業促進区域



凡 例	
	製造業
	市界
	町界
	村界
	区界
	町界
	町界

富岡町新産業創出等推進事業促進区域位置図



【凡例】



製造業等(①産業団地、②工業団地)



農用区域(①下千里地区、②大原地区、③下郡山地区、④日南郷・後田地区、⑤赤木地区)



森林組合及び事業所住所

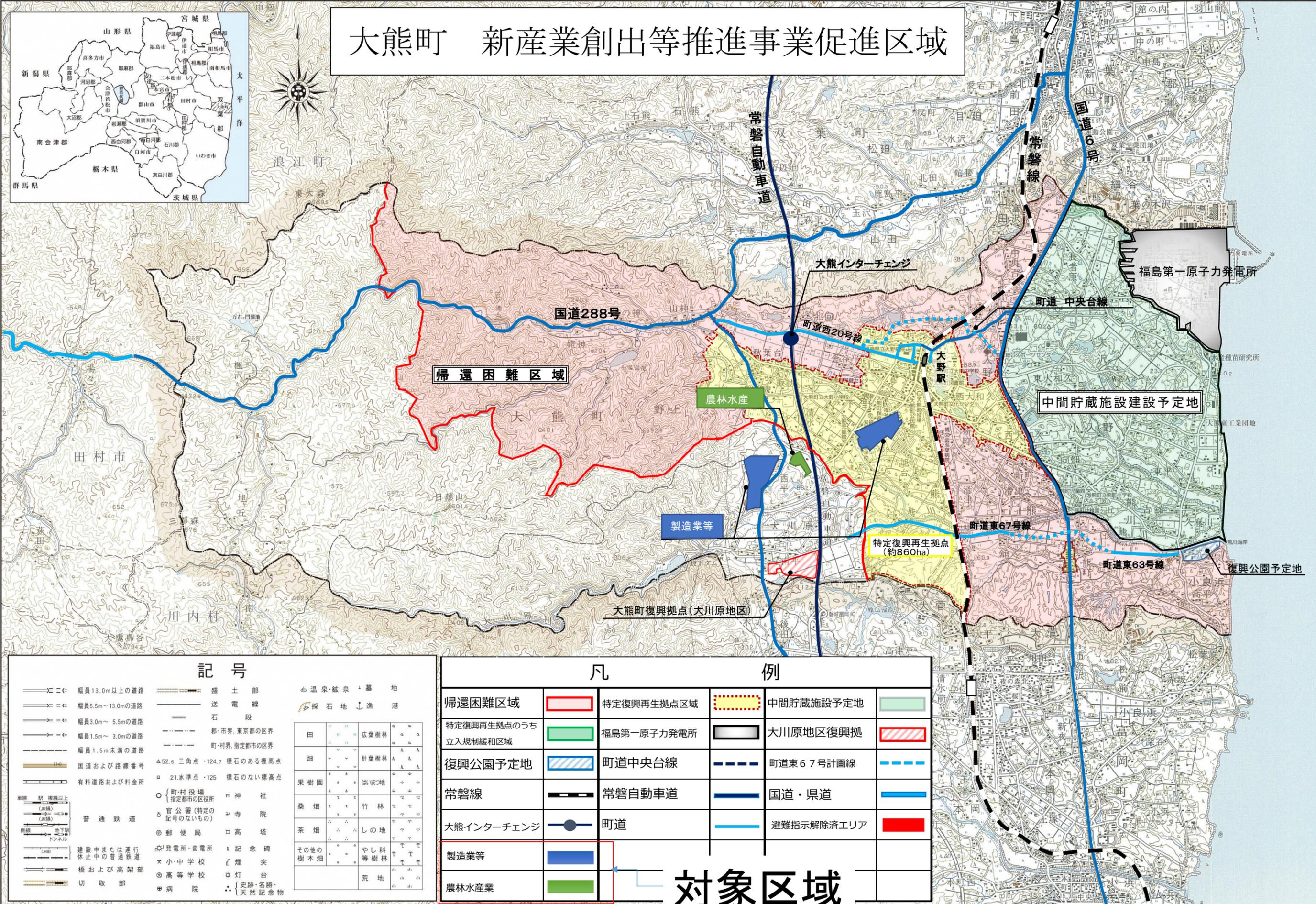


富岡漁港及びサケ築場・ふ化施設



この地図は国土院院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。
(承認番号 平30東複、第25号)

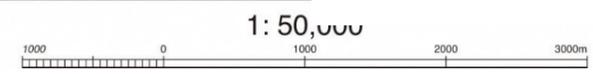
大熊町 新産業創出等推進事業促進区域



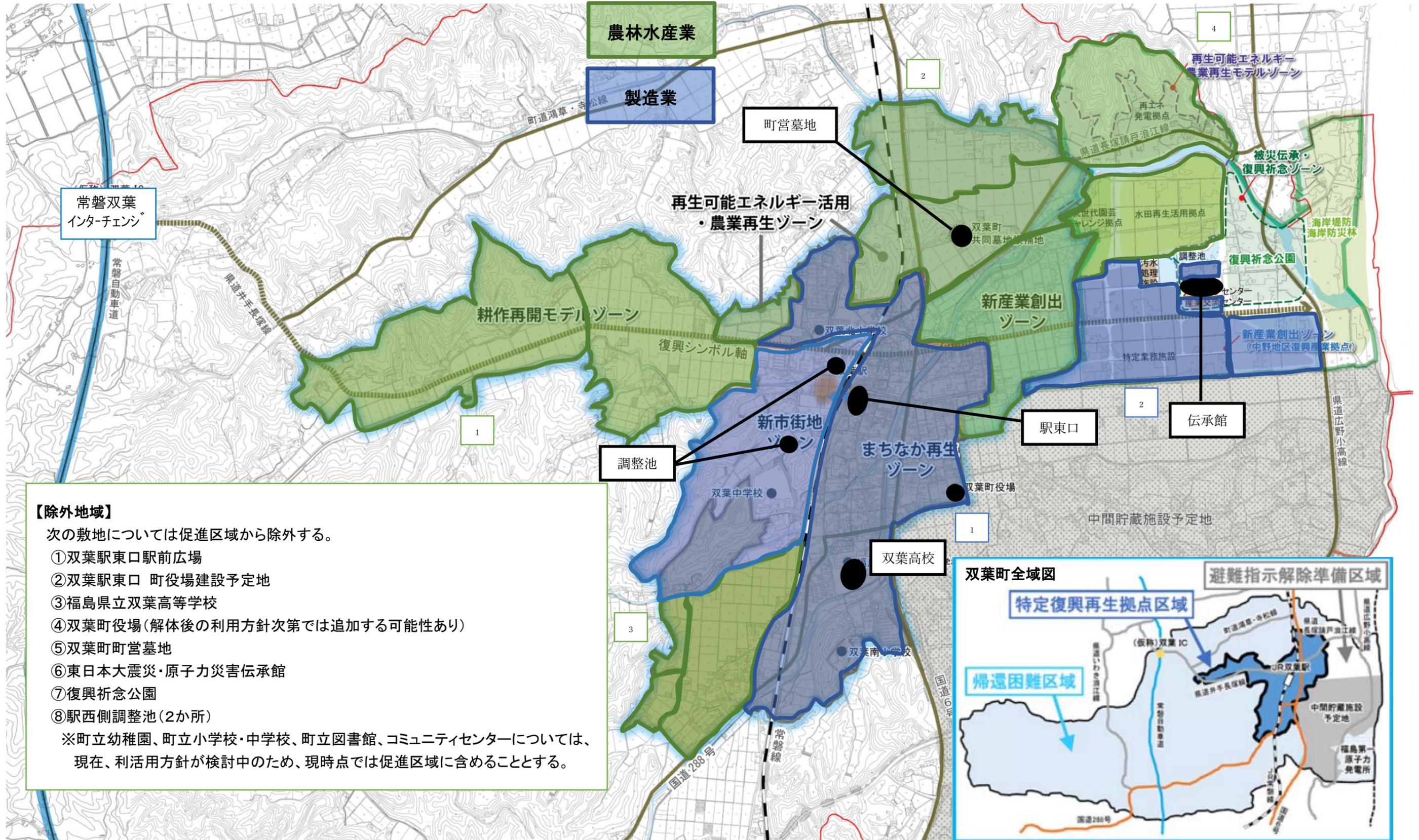
記号		
幅員13.0m以上の道路	盛土部	温泉・鉱泉・墓地
幅員5.5m~13.0mの道路	送電線	採石地 ↓ 漁港
幅員3.0m~5.5mの道路	石段	
幅員1.5m~3.0mの道路	郡・市界、東京都の区界	
幅員1.5m未満の道路	町・村界、指定都市の区界	
国道および路線番号	△52.6 三角点・124.7 標石のある標高点	
有料道路および料金所	□ 21.水準点・125 標石のない標高点	
単線 駅 複線以上	○ 町・村役場	▽ 神社
(JR線)	指定都市の区役所	▽ 寺院
(私線)	官公署(特定の記号のないもの)	▽ 塔
普通鉄道	◎ 郵便局	▽ 記念碑
建設中または運行休止中の普通鉄道	△ 発電所・変電所	▽ 煙突
橋および高架部	× 小・中学校	▽ 灯台
切取部	◎ 高等学校	▽ 史跡・名勝・天然記念物
	⊕ 病院	

凡	例
帰還困難区域	特定復興再生拠点区域
特定復興再生拠点のうち 立入規制緩和区域	福島第一原子力発電所
復興公園予定地	町道中央台線
常磐線	常磐自動車道
大熊インターチェンジ	町道
製造業等	農林水産業
中間貯蔵施設予定地	大川原地区復興拠
町道東67号計画線	町道東63号線
国道・県道	避難指示解除済エリア

対象区域



■双葉町新産業創出等推進事業促進区域図



【除外地域】

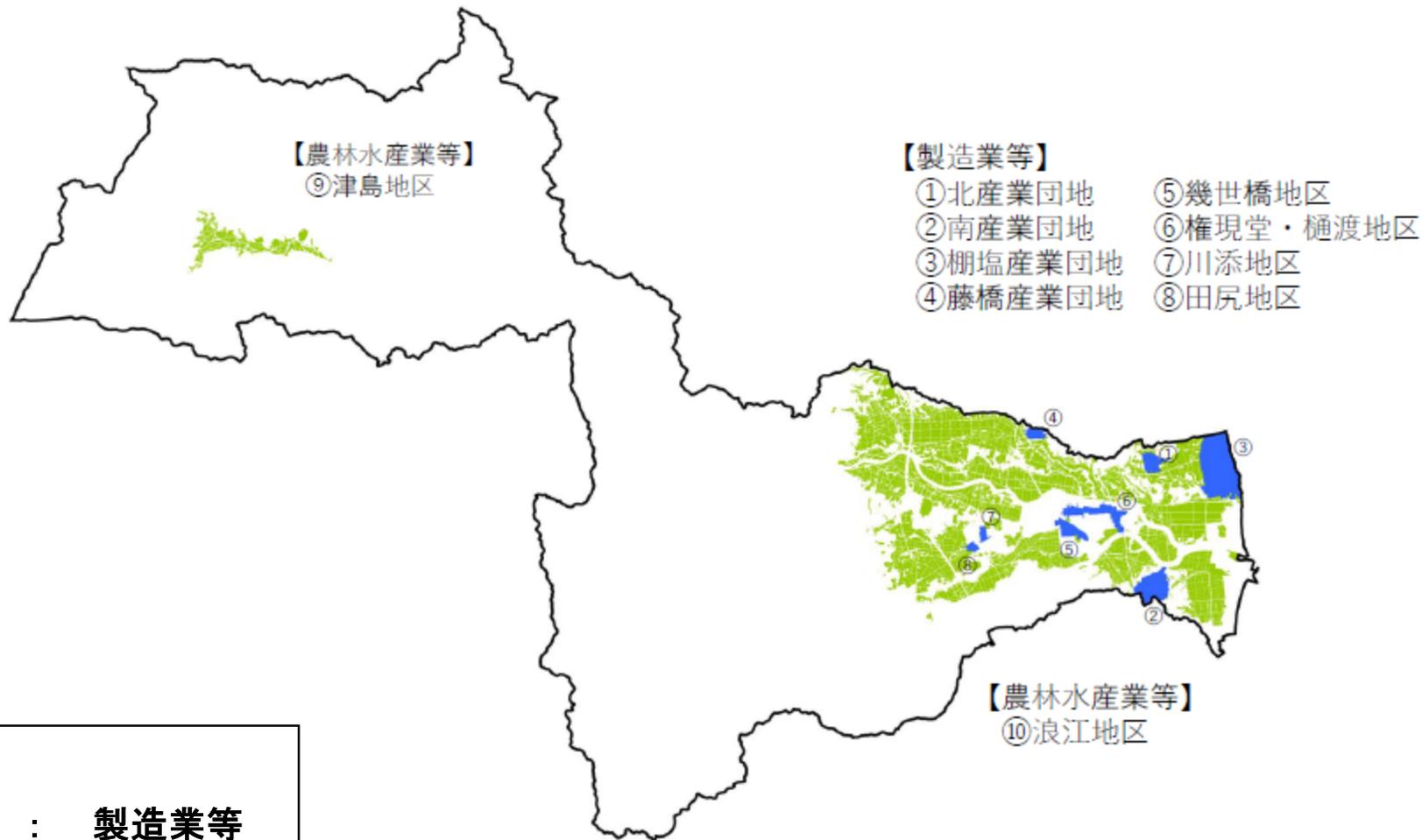
次の敷地については促進区域から除外する。

- ①双葉駅東口駅前広場
- ②双葉駅東口 町役場建設予定地
- ③福島県立双葉高等学校
- ④双葉町役場(解体後の利用方針次第では追加する可能性あり)
- ⑤双葉町町営墓地
- ⑥東日本大震災・原子力災害伝承館
- ⑦復興祈念公園
- ⑧駅西側調整池(2か所)

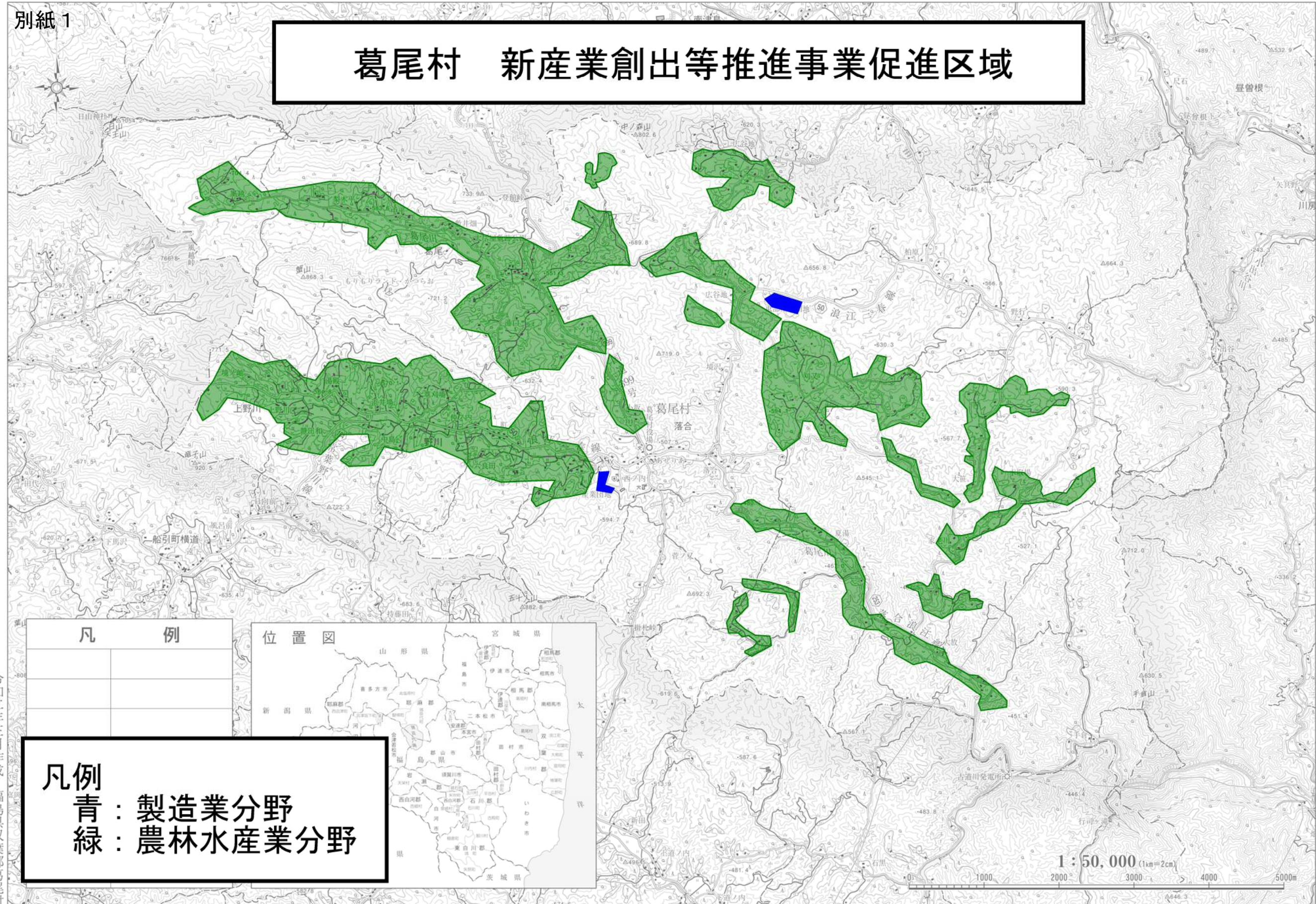
※町立幼稚園、町立小学校・中学校、町立図書館、コミュニティセンターについては、現在、利活用方針が検討中のため、現時点では促進区域に含めることとする。



「福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置」 新産業創出等推進事業促進区域（浪江町）



葛尾村 新産業創出等推進事業促進区域

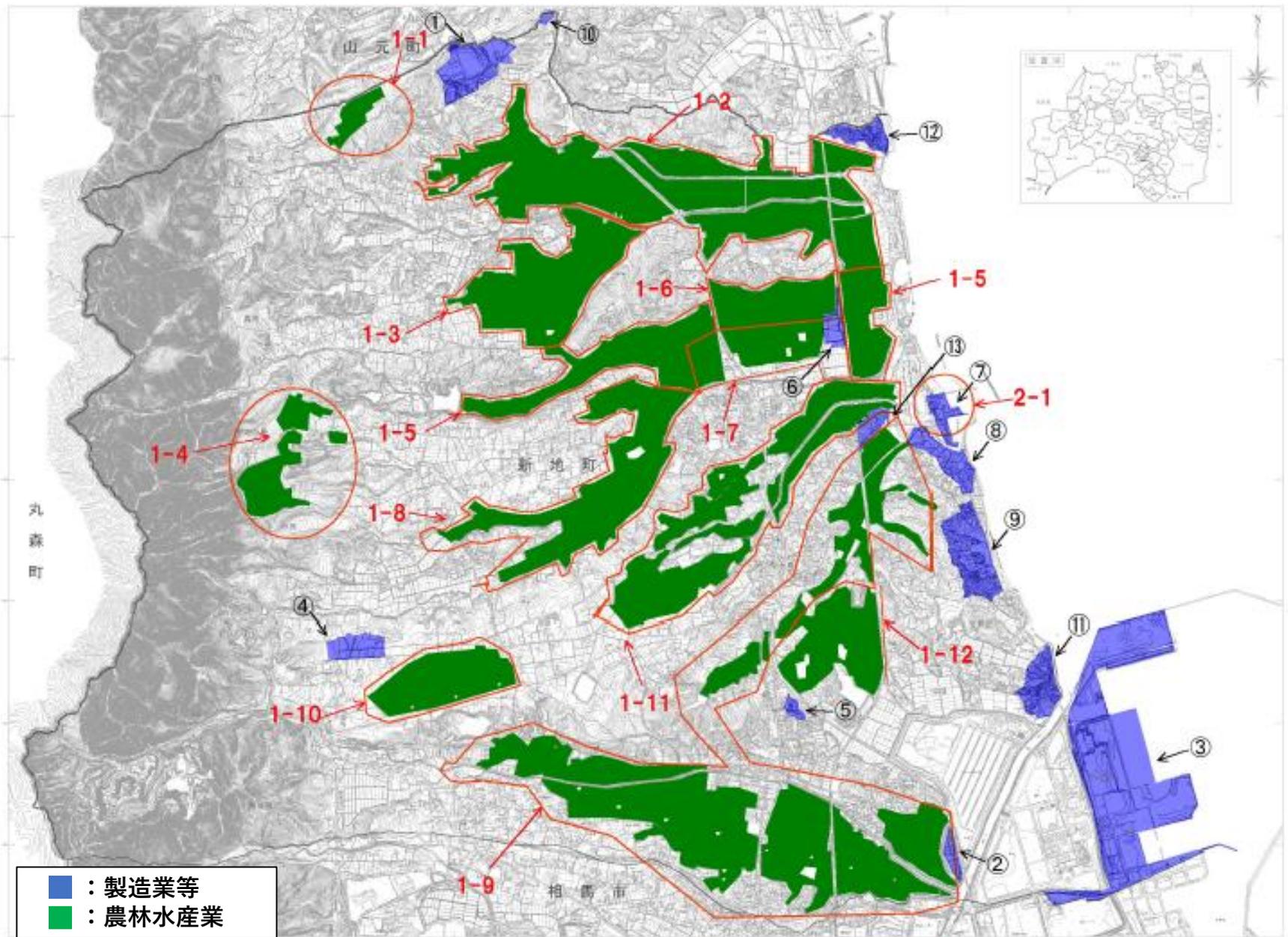


凡 例	

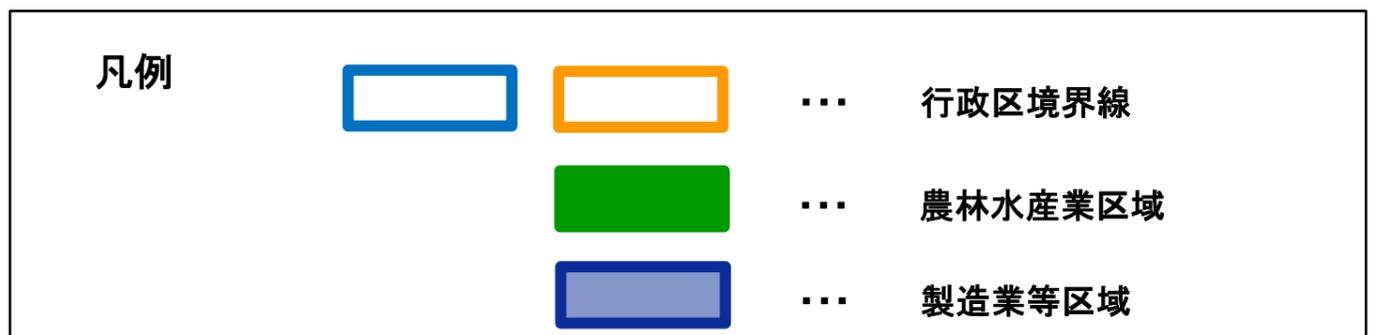
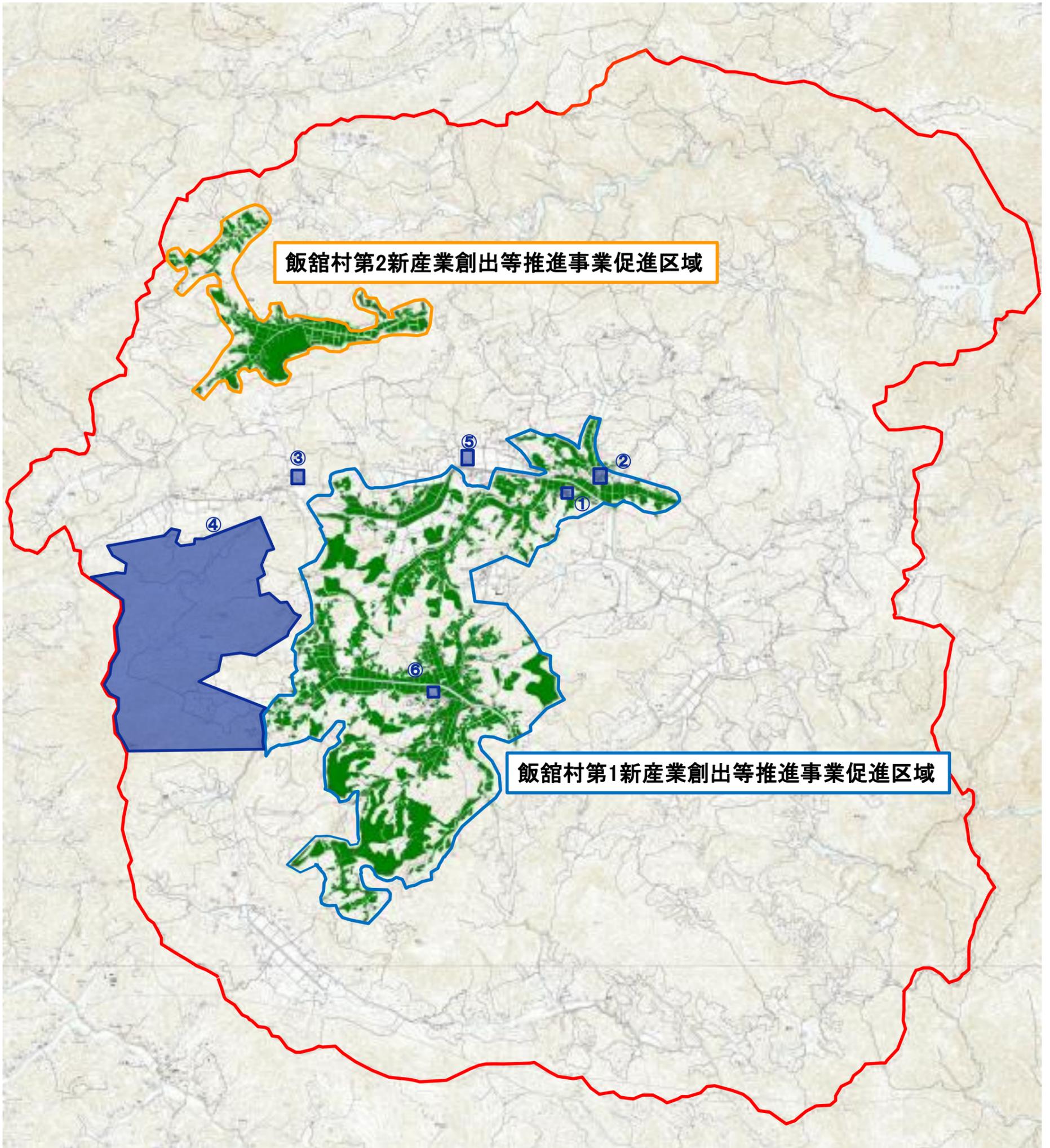


凡例
 青 : 製造業分野
 緑 : 農林水産業分野

新地町 新産業創出等推進事業促進区域



飯舘村 新産業創出等推進事業促進区域



新産業創出等推進事業促進計画 対象業種表(小分類)

● = 細分類の全てが対象となる業種
▲ = 細分類の一部のみが対象となる業種

大分類	中分類	番号	項目名	廃炉	ロボット・ドローン	エネルギー・環境・リサイクル	農林水産業	医療関連	航空宇宙	
A 農業、林業	01 農業	010	管理, 補助的経済活動を行う事業所(01農業)				●			
		011	耕種農業				●			
		012	畜産農業				●			
		013	農業サービス業(園芸サービス業を除く)				●			
		014	園芸サービス業				●			
	02 林業	020	管理, 補助的経済活動を行う事業所(02林業)			●		●		
		021	育林業			●		●		
		022	素材生産業			●		●		
		023	特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)			●		●		
		024	林業サービス業			●		●		
	029	その他の林業			●		●			
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)	030	管理, 補助的経済活動を行う事業所(03漁業)				●			
		031	海面漁業				●			
		032	内水面漁業				●			
	04 水産養殖業	040	管理, 補助的経済活動を行う事業所(04水産養殖業)				●			
		041	海面養殖業				●			
		042	内水面養殖業				●			
D 建設業	06 総合工事業	060	管理, 補助的経済活動を行う事業所(06総合工事業)	●		●				
		061	一般土木建築工事業	●		●				
		062	土木工事業(舗装工事業を除く)	●		●				
		063	舗装工事業	●		●				
		064	建築工事業(木造建築工事業を除く)	●		●				
		065	木造建築工事業	●		●				
		066	建築リフォーム工事業	●		●				
	07 職別工事業(設備工事業を除く)	070	管理, 補助的経済活動を行う事業所(07職別工事業)	●		●				
		071	大工工事業	●		●				
		072	とび・土工・コンクリート工事業	●		●				
		073	鉄骨・鉄筋工事業	●		●				
		074	石工・れんが・タイル・ブロック工事業	●		●				
		075	左官工事業	●		●				
		076	板金・金物工事業	●		●				
		077	塗装工事業	●		●				
		078	床・内装工事業	●		●				
		079	その他の職別工事業	●		●				
		08 設備工事業	080	管理, 補助的経済活動を行う事業所(08設備工事業)	●		●			
	081		電気工事業	●		●				
	082		電気通信・信号装置工事業	●		●				
	083		管工事業(さく井工事業を除く)	●		●				
	084		機械器具設置工事業	●		●				
	089		その他の設備工事業	●		●				
	09 食料品製造業	090	管理, 補助的経済活動を行う事業所(09食料品製造業)					●	●	
091		畜産食料品製造業					●	●		
092		水産食料品製造業					●	●		
093		野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業					●	●		
094		調味料製造業					●	●		
095		糖類製造業						●		
096		精穀・製粉業					●	●		
097		パン・菓子製造業					●	●		
098		動植物油脂製造業					●	●		
099		その他の食料品製造業					●	●		

大分類	中分類	番号	項目名	廃炉	ロボット・ドローン	エネルギー・環境・リサイクル	農林水産業	医療関連	航空宇宙	
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	100	管理, 補助的経済活動を行う事業所(10飲料・たばこ・飼料製造業)				●	●		
		101	清涼飲料製造業					●		
		102	酒類製造業				●	●		
		103	茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)				●	●		
		104	製水業				●	●		
		106	飼料・有機質肥料製造業			●	●	●		
	11 繊維工業	110	管理, 補助的経済活動を行う事業所(11繊維工業)			●			●	●
		111	製糸業, 紡績業, 化学繊維・ねん糸等製造業			●			●	●
		112	織物業			●			●	
		113	ニット生地製造業			●			●	
		114	染色整理業			●			●	
		115	網・網・レース・繊維粗製品製造業			●		▲ 細分類1152漁網製造業に限る	●	
		116	外衣・シャツ製造業(和式を除く)	▲ 細分類1165織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)に限る		●			●	
		117	下着類製造業			●			●	
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	120	管理, 補助的経済活動を行う事業所(12木材・木製品製造業)			●		●		
		121	製材業, 木製品製造業			●		●		
		122	造作材・合板・建築用組立材料製造業			●		●		
		123	木製容器製造業(竹, とうを含む)			●		●		
		129	その他の木製品製造業(竹, とうを含む)			●		●		
	13 家具・装備品製造業	131	家具製造業					▲ 細分類1311木製家具製造業(漆塗りを除く)に限る		
		133	建具製造業					●		
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	140	管理, 補助的経済活動を行う事業所(14パルプ・紙・紙加工品製造業)			●			●	
		141	パルプ製造業			●			●	
		142	紙製造業			●			●	
		143	加工紙製造業			●			●	
		144	紙製品製造業			●			●	
		145	紙製容器製造業			●			●	
		149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業			●			●	
	15 印刷・同関連業	150	管理, 補助的経済活動を行う事業所(15印刷・同関連業)						●	
151		印刷業						●		
152		製版業						●		
153		製本業, 印刷物加工業						●		
159		印刷関連サービス業						●		
16 化学工業	160	管理, 補助的経済活動を行う事業所(16化学工業)	●	●	●			●	●	
	161	化学肥料製造業			●			●		
	162	無機化学工業製品製造業	●	●	●			●	●	
	163	有機化学工業製品製造業	●	●	●			●	●	
	164	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	●	●	●			●	●	
	165	医薬品製造業						●		
	166	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業						●		
	169	その他の化学工業	▲ 細分類1692農薬製造業、1693香料製造業を除く	▲ 細分類1692農薬製造業、1693香料製造業を除く	●			●	▲ 細分類1692農薬製造業、1693香料製造業を除く	
17 石油製品・石炭製品製造業	170	管理, 補助的経済活動を行う事業所(17石油製品・石炭製品製造業)		●	●				●	
	171	石油精製業		●	●				●	
	172	潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)		●	●				●	
	173	コークス製造業		●	●				●	
	174	舗装材料製造業		●	●				●	
	179	その他の石油製品・石炭製品製造業		●	●				●	

大分類	中分類	番号	項目名	廃炉	ロボット・ドローン	エネルギー・環境・リサイクル	農林水産業	医療関連	航空宇宙	
E 製造業	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	180	管理, 補助的経済活動を行う事業所(18プラスチック製品製造業)	●	●	●		●	●	
		181	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	●	●	●		●	●	
		182	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	●	●	●		●	●	
		183	工業用プラスチック製品製造業	●	●	●		●	●	
		184	発泡・強化プラスチック製品製造業	●	●	●		●	●	
		185	プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)	●	●	●		●	●	
		189	その他のプラスチック製品製造業	●	●	●		●	●	
	19 ゴム製品製造業	190	管理, 補助的経済活動を行う事業所(19ゴム製品製造業)		●	●		●	●	
		191	タイヤ・チューブ製造業		●	●		●	●	
		192	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業		●	●		●	●	
		193	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	●	●	●		●	●	
		199	その他のゴム製品製造業		●	●		●	●	
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	200	管理, 補助的経済活動を行う事業所(20なめし革・同製品・毛皮製造業)				●			
		201	なめし革製造業				●			
	21 窯業・土石製品製造業	210	管理, 補助的経済活動を行う事業所(21窯業・土石製品製造業)		●	●			●	●
		211	ガラス・同製品製造業		●	●			●	●
		212	セメント・同製品製造業	●	●	●			●	●
		213	建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)		●	●				
		214	陶磁器・同関連製品製造業		●	●		細分類2147陶磁器絵付業を除く	▲ 細分類2141衛生陶器製造業、2142食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業、2143陶磁器製置物製造業、2147陶磁器絵付業を除く	
		215	耐火物製造業	●	●	●		●	●	
		216	炭素・黒鉛製品製造業		●	●		●	●	
		217	研磨材・同製品製造業	●	●	●		●	●	
	22 鉄鋼業	218	骨材・石工品等製造業		●	●			●	●
		219	その他の窯業・土石製品製造業	●	●	●		●	●	
		220	管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)	●	●	●		●	●	
		221	製鉄業	●	●	●		●	●	
		222	製鋼・製鋼圧延業	●	●	●		●	●	
		223	製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	●	●	●		●	●	
		224	表面処理鋼材製造業	●	●	●		●	●	
23 非鉄金属製造業	225	鉄素形材製造業	●	●	●		●	●		
	229	その他の鉄鋼業	●	●	●		●	●		
	230	管理, 補助的経済活動を行う事業所(23非鉄金属製造業)	●	●	●		●	●		
	231	非鉄金属第1次製錬・精製業	●	●	●		●	●		
	232	非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)	●	●	●		●	●		
	233	非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)	●	●	●		●	●		
	234	電線・ケーブル製造業	●	●	●		●	●		
24 金属製品製造業	235	非鉄金属素形材製造業	●	●	●		●	●		
	239	その他の非鉄金属製造業	●	●	●		●	●		
	240	管理, 補助的経済活動を行う事業所(24金属製品製造業)	●	●	●		●	●		
	241	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	●	●	●		●	●		
	242	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	▲ 細分類2421洋食器製造業、2426農業用器具製造業(農業用機械を除く)を除く	▲ 細分類2421洋食器製造業を除く	●		▲ 細分類2421洋食器製造業、2426農業用器具製造業(農業用機械を除く)を除く	▲ 細分類2421洋食器製造業、2426農業用器具製造業(農業用機械を除く)を除く		
	243	暖房・調理等装置・配管工事用附属品製造業	●	●	●		●	●		
	244	建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)	●	●	●		●	●		
	245	金属素形材製品製造業	●	●	●		●	●		
246	金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろく鉄器を除く)	●	●	●		●	●			
247	金属線製品製造業(ねじ類を除く)	●	●	●		●	●			
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	●	●	●		●	●			
249	その他の金属製品製造業	●	●	●		●	●			

大分類	中分類	番号	項目名	廃炉	ロボット・ドローン	エネルギー・環境・リサイクル	農林水産業	医療関連	航空宇宙	
	25 はん用機械器具製造業	250	管理, 補助的経済活動を行う事業所(25はん用機械器具製造業)	●	●	●		●	●	
		251	ボイラ・原動機製造業	●	●	●		●	●	
		252	ポンプ・圧縮機器製造業	●	●	●		●	●	
		253	一般産業用機械・装置製造業	●	●	●		●	●	
		259	その他のはん用機械・同部分品製造業	●	●	●		●	●	
	26 生産用機械器具製造業	260	管理, 補助的経済活動を行う事業所(26生産用機械器具製造業)	●	●	●		●	●	●
		261	農業用機械製造業(農業用器具を除く)	●	●	●		●	●	●
		262	建設機械・鉱山機械製造業	●	●	●		●	●	●
		263	繊維機械製造業	●	●	●		●	●	●
		264	生活関連産業用機械製造業	●	●	●		●	●	●
		265	基礎素材産業用機械製造業	●	●	●		●	●	●
		266	金属加工機械製造業	●	●	●		●	●	●
		267	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	●	●	●		●	●	●
		269	その他の生産用機械・同部分品製造業	●	●	●		▲ 細分類2694ロボット製造業に限る	●	●
	27 業務用機械器具製造業	270	管理, 補助的経済活動を行う事業所(27業務用機械器具製造業)		●	●			●	●
		271	事務用機械器具製造業		●	●			●	●
		272	サービス用・娯楽用機械器具製造業		●	●			●	●
		273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	●	●	●			●	●
		274	医療用機械器具・医療用品製造業		●	●			●	●
		275	光学機械器具・レンズ製造業		●	●			●	●
		276	武器製造業		●	●			●	●
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	280	管理, 補助的経済活動を行う事業所(28電子部品・デバイス・電子回路製造業)		●	●			●	●
		281	電子デバイス製造業		●	●			●	●
		282	電子部品製造業		●	●			●	●
		283	記録メディア製造業		●	●			●	●
		284	電子回路製造業		●	●			●	●
		285	ユニット部品製造業		●	●			●	●
		289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		●	●			●	●
	29 電気機械器具製造業	290	管理, 補助的経済活動を行う事業所(29電気機械器具製造業)	●	●	●			●	●
		291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	●	●	●			●	●
		292	産業用電気機械器具製造業	●	●	●			●	●
293		民生用電気機械器具製造業	●	●	●			●	●	
294		電球・電気照明器具製造業	●	●	●			●	●	
295		電池製造業	●	●	●			●	●	
296		電子応用装置製造業	●	●	●			●	▲ 細分類2969その他の電子応用装置製造業に限る	
297		電気計測器製造業	●	●	●			●	●	
299		その他の電気機械器具製造業	●	●	●			●	●	
30 情報通信機械器具製造業	300	管理, 補助的経済活動を行う事業所(30情報通信機械器具製造業)	●	●	●			●	●	
	301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	●	●	●			●	●	
	302	映像・音響機械器具製造業	●	●	●			●	●	
	303	電子計算機・同附属装置製造業	●	●	●			●	●	
31 輸送用機械器具製造業	310	管理, 補助的経済活動を行う事業所(31輸送用機械器具製造業)		●	●				●	
	311	自動車・同附属品製造業		●	●				●	
	312	鉄道車両・同部分品製造業		●	●				●	
	313	船舶製造・修理業, 船用機関製造業		●	●				●	
	314	航空機・同附属品製造業		●	●				●	
	315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業		●	●				●	
319	その他の輸送用機械器具製造業		●	●				●		

大分類	中分類	番号	項目名	廃炉	ロボット・ドローン	エネルギー・環境・リサイクル	農林水産業	医療関連	航空宇宙	
	32 その他の製造業	320	管理, 補助的経済活動を行う事業所(32その他の製造業)		●	●		●	●	
		321	貴金属・宝石製品製造業					●		
		322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)					▲ 細分類3224針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業に限る		
		323	時計・同部分品製造業		●	●		●	●	
		324	楽器製造業		●			●		
		325	がん具・運動用具製造業		●			▲ 細分類3251娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)に限る	●	
		329	他に分類されない製造業		●	●		●	●	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	330	管理, 補助的経済活動を行う事業所(33電気業)			●				
		331	電気業			●				
	34 ガス業	340	管理, 補助的経済活動を行う事業所(34ガス業)			●				
		341	ガス業			●				
	35 熱供給業	350	管理, 補助的経済活動を行う事業所(35熱供給業)			●				
		351	熱供給業			●				
G 情報通信業	37 通信業	370	管理, 補助的経済活動を行う事業所(37通信業)		●	●				
		371	固定電気通信業		●	●				
		372	移動電気通信業		●	●				
		373	電気通信に附帯するサービス業		●	●				
	39 情報サービス業	390	管理, 補助的経済活動を行う事業所(39情報サービス業)	●	●	●	●	●	●	
		391	ソフトウェア業	●	●	●	●	●	●	
		392	情報処理・提供サービス業	▲ 細分類3923市場調査・世論調査・社会調査業を除く	●	▲ 細分類3923市場調査・世論調査・社会調査業を除く	▲ 細分類3923市場調査・世論調査・社会調査業を除く	▲ 細分類3923市場調査・世論調査・社会調査業を除く	▲ 細分類3923市場調査・世論調査・社会調査業を除く	
	40 インターネット附随サービス業	400	管理, 補助的経済活動を行う事業所(40インターネット附随サービス業)		●					
		401	インターネット附随サービス業		●					
	41 映像・音声・文字情報制作業	410	管理, 補助的経済活動を行う事業所(41映像・音声・文字情報制作業)		●					
		411	映像情報制作・配給業		●					
		412	音声情報制作業		●					
		413	新聞業		●					
		414	出版業		●					
		415	広告制作業		●					
		416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業		●					
H 運輸業、郵便業	44 道路貨物運送業	440	管理, 補助的経済活動を行う事業所(44道路貨物運送業)		●					
		441	一般貨物自動車運送業		●					
		442	特定貨物自動車運送業		●					
		443	貨物軽自動車運送業		●					
		444	集配利用運送業		●					
		449	その他の道路貨物運送業		●					
	47 倉庫業	470	管理, 補助的経済活動を行う事業所(47倉庫業)	●						
		471	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	●						
		472	冷蔵倉庫業	●						
	48 運輸に附帯するサービス業	480	管理, 補助的経済活動を行う事業所(48運輸に附帯するサービス業)	●						
		481	港湾運送業	●						
		482	貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	●						
		483	運送代理店	●						
		484	こん包業	●						
		485	運輸施設提供業	●						
		489	その他の運輸に附帯するサービス業	●						
	49 郵便業(信書便事業を含む)	490	管理, 補助的経済活動を行う事業所(49郵便業)		●					
		491	郵便業(信書便事業を含む)		●					

大分類	中分類	番号	項目名	廃炉	ロボット・ドローン	エネルギー・環境・リサイクル	農林水産業	医療関連	航空宇宙	
I 卸売業、小売業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	530	管理、補助的経済活動を行う事業所(53建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)		●	●		●	●	
		531	建築材料卸売業		●	●		●	●	
		532	化学製品卸売業		●	●		●	●	
		533	石油・鉱物卸売業		●	●		●	●	
		534	鉄鋼製品卸売業		●	●		●	●	
		535	非鉄金属卸売業		●	●		●	●	
		536	再生資源卸売業		●	●		●	●	
	54 機械器具卸売業	540	管理、補助的経済活動を行う事業所(54機械器具卸売業)							●
		541	産業機械器具卸売業							●
		542	自動車卸売業							●
		543	電気機械器具卸売業		●					●
	549	その他の機械器具卸売業					▲ 細分類5493医療用機械器具卸売業 (歯科用機械器具を含む)に限る	●		
55 その他の卸売業	552	医薬品・化粧品等卸売業					▲ 細分類5521医薬品卸売業、5522医療用品卸売業に限る			
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関	710	管理、補助的経済活動を行う事業所(71学術・開発研究機関)	●	●	●	●	●	●	
		711	自然科学研究所	●	●	●	●	●	●	
		712	人文・社会科学研究所	●	●	●	●	●	●	
	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	740	管理、補助的経済活動を行う事業所(74技術サービス業)	●	●	●			●	●
		741	獣医業					●		
		742	土木建築サービス業	●	●	●			●	
		743	機械設計業	●	●	●		●	●	
		744	商品・非破壊検査業	●	●	●		●	●	
		745	計量証明業	●	●	●		●	●	
		746	写真業	●	●	●		●	●	
749	その他の技術サービス業	●	●	●		●	●			
P 医療、福祉	83 医療業	830	管理、補助的経済活動を行う事業所(83医療業)					●		
		831	病院					●		
		832	一般診療所					●		
		833	歯科診療所					●		
		834	助産・看護業					●		
		835	療術業					●		
		836	医療に附帯するサービス業					●		
	84 保健衛生	849	その他の保健衛生					▲ 細分類8492検査業、8493消毒業に限る		
Q 複合サービス事業	86 郵便局	860	管理、補助的経済活動を行う事業所(86郵便局)		●					
		861	郵便局		●					
		862	郵便局受託業		●					
	87 協同組合(他に分類されないもの)	870	管理、補助的経済活動を行う事業所(87協同組合)	●		●				
		871	農林水産業協同組合(他に分類されないもの)	●		●	●			
872	事業協同組合(他に分類されないもの)	●		●						
R サービス業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業	880	管理、補助的経済活動を行う事業所(88廃棄物処理業)			●				
		881	一般廃棄物処理業			●				
		882	産業廃棄物処理業	●		●				
		889	その他の廃棄物処理業			●				
	90 機械等修理業(別掲を除く)	900	管理、補助的経済活動を行う事業所(90機械等修理業)	●	●	●		●	●	
		901	機械修理業(電気機械器具を除く)	●	●	●		●	●	
		902	電気機械器具修理業	●	●	●		●	●	
		903	表具業	●	●	●		●	●	
		909	その他の修理業	●	●	●		●	●	
		92 その他の事業サービス業	929	他に分類されない事業サービス業	▲ 細分類9292産業用設備洗浄業に限る	▲ 細分類9292産業用設備洗浄に限る	▲ 細分類9292産業用設備洗浄業、9299他に分類されないその他の事業サービス業(鉄くず破砕請負業、船舶解体請負業、圧縮ガス充てん業、液化ガス充てん業、液化石油ガス(LPG)充てん業、水素充てん業)に限る		▲ 細分類9292産業用設備洗浄業に限る	▲ 細分類9292産業用設備洗浄業に限る